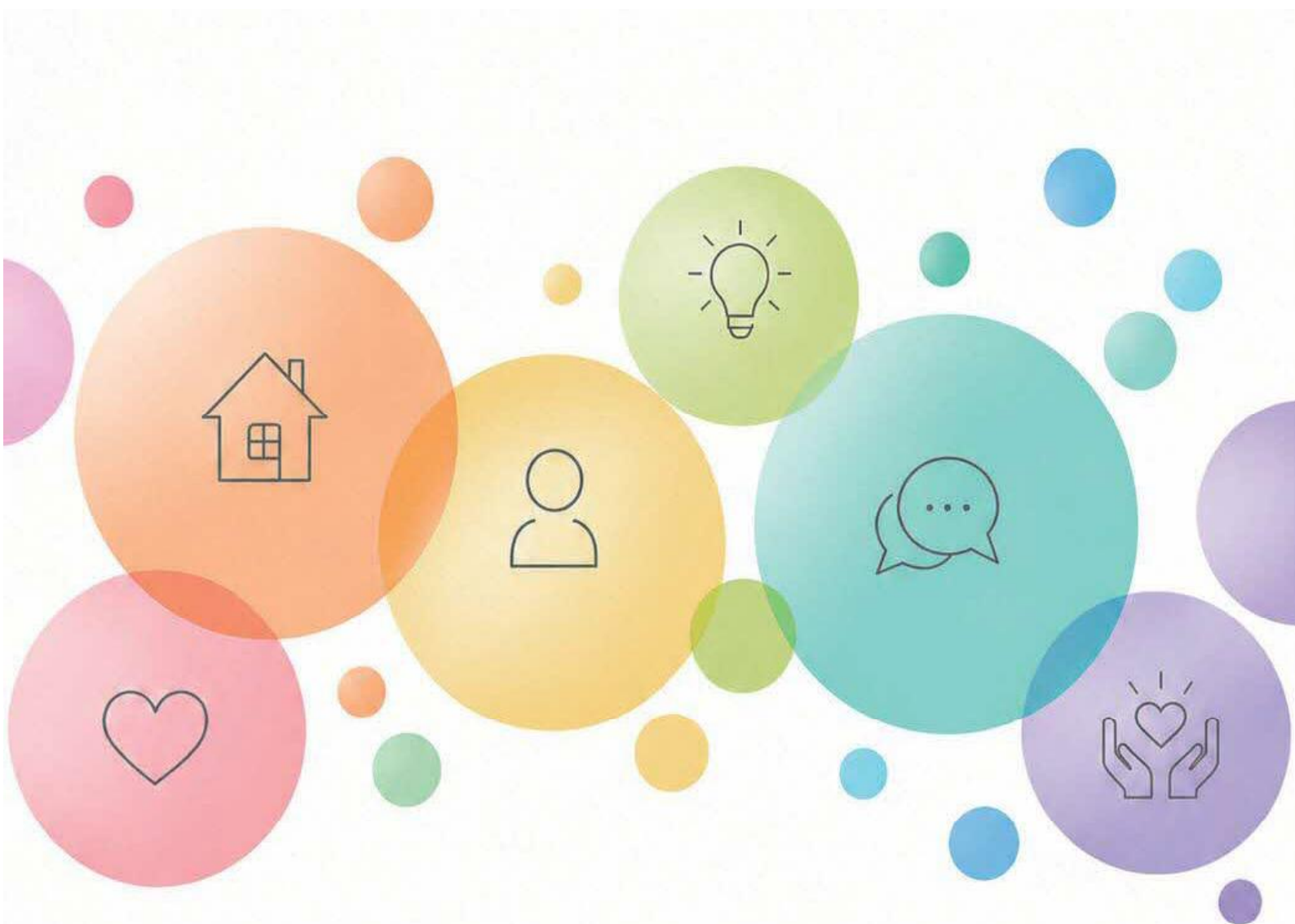


令和8年

障害者の雇用のために

障害者の雇用状況と支援



愛知労働局・ハローワーク



愛知県

は じ め に

近年、障害者の就労意欲が高まる中、企業の社会的責任等から、積極的に障害者雇用に取り組む企業が増えており、障害者雇用は着実に進展しています。

障害者雇用促進法では、障害者が経済社会を構成する労働者の一員として職業生活において能力を発揮する機会を与えられるとともに、障害者自身が職業人として自立できるよう努めることを求めています。障害者が働く場を得て、そこに生きがいを見出すことができる社会を実現するためには、事業主の皆様の理解と協力が不可欠です。

障害者を雇用することにより、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現や、労働力の確保、企業の生産性向上など、さまざまな面で良い効果につながっています。

愛知県の障害者は、令和8年4月1日時点で418,359人と県人口の5.62%を占め、ハローワークにおける障害者の就職件数は、令和7年度において、身体障害者が1,026件、知的障害者が1,109件、精神障害者が4,314件となっており、近年は精神障害者の就職件数を中心に増加傾向にあります。さらに令和8年7月には雇用率の引上げが実施されたことから、障害者雇用に注目が集まっています。

本冊子では、障害者の雇用や職場定着に取り組まれる事業主に向けた制度案内、雇用の進め方や支援機関等を掲載しております。事業主の皆様におかれましては、本冊子を活用し、障害者雇用、障害者の社会参加への関心と理解を深めていただき、より一層、障害者の雇用に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和8年7月

愛知労働局職業安定部職業対策課

愛知県労働局就業促進課

目次 | 障害者の雇用のために～障害者の雇用状況と支援～

はじめに	P1	
目次	P2	
I 障害者雇用と法律		
1 障害者雇用率制度	P3	
2 障害者雇用納付金制度	P10	
3 雇用率の算定の特例等	P11	
4 行政指導 民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ	P13	
II 障害者雇用の現状（愛知県内の雇用状況）		
1 愛知県内の障害者（手帳所持者）数	P14	
2 愛知県内の障害者雇用状況	P14	
3 民間企業（常用労働者40.0人以上規模の企業）の雇用状況	P15	
4 産業別実雇用率の状況	P15	
5 民間企業における障害者雇用状況（年度別）の推移	P16	
6 愛知県内企業規模別状況	P17	
III 障害者の登録・就職等の状況		
1 ハローワークにおける障害者の就職件数等の推移	P18	
2 ハローワークにおける障害種別による有効登録者の年齢状況（愛知）	P19	
3 ハローワークで受理した障害者専用求人状況（愛知）	P20	
4 障害者が雇用されているいろいろな職務	P20	
IV 障害者雇用に対する支援策		P21
V 障害者雇用に対する支援機関		P25
VI 障害者差別禁止・合理的配慮の提供について		P33
VII その他事業主が対応すべき主な事項		P34
VIII 障害者虐待防止法		P35
IX 障害者雇用にかかる採用ステップ		P36
X 障害者雇用優良企業等表彰		P37
XI 障害者雇用のイベント		P38
◇ 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小企業への認定制度		P39
◇ ハローワークの所在地及び管轄区域等一覧表		P40

I 障害者雇用と法律

雇用・就労は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱です。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、障害のある人が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指し、さまざまな制度について規定しています。

1 障害者雇用率制度（障害者雇用促進法 第43条）

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、労働者に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。

また、「法定雇用率」は原則5年ごとに見直しされています。

◇ 障害者雇用率の算定式

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

◇ 令和6年4月以降の法定雇用率

区 分	令和6年4月～令和8年6月	令和8年7月～
一般の民間企業	2.5%（40.0人以上）	2.7%（37.5人以上）
特殊法人	2.8%（36.0人以上）	3.0%（33.5人以上）
国・地方公共団体	2.8%（36.0人以上）	3.0%（33.5人以上）
都道府県等の教育委員会	2.7%（37.5人以上）	2.9%（34.5人以上）

※（ ）内は対象事業主の範囲。

◇ 法定雇用障害者数の算定

事業主は次の計算により算出する「法定雇用障害者数」以上の障害者を雇用する必要があります。

$$\text{法定雇用障害者数} = \text{常用労働者数} \times \text{障害者法定雇用率}$$

（法定雇用障害者数は、1人未満の端数がある場合は端数を切り捨てた値となります。）

計算方法

常時雇用している労働者が100人の企業の場合、2人以上の障害者雇用義務があります。

（例）

$$100\text{人} \times 2.5\% = 2.5\text{人} \rightarrow 2\text{人（小数点以下切り捨て）}$$

（記入用）

常用労働者数
（短時間以外）

人

短時間労働者

人

× 0.5 =

人

（※）

人
× 2.5% =

人

端数
切り捨て

人
法定雇用
障害者数

注1 除外率が設定されている業種の場合は、除外率をかけます。
除外率の計算方法は、厚生労働省ホームページの記入要領を参照してください。

注2 法定雇用率は令和8年7月から2.7%に引き上げになります。



○ 常時雇用する労働者とは

1 週間の所定労働時間が20時間以上で、1年を超えて雇用される見込みがある、又は1年を超えて雇用されている労働者をいいます。

また、パートやアルバイトの方であっても、反復更新され上記要件を満たすのであれば常時雇用する労働者に含まれます。

なお、出向労働者、外国勤務者、登録型派遣労働者などの取扱いについてはハローワークへお尋ねください。

◇ 障害者雇用者数の算定方法

	常時雇用する労働者 (30時間以上)	短時間労働者 (20時間以上30時間未満)	特定短時間労働者 (10時間以上20時間未満)
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1 (※)	0.5

※算定特例の延長

当分の間、精神障害者である短時間労働者について、1人としてカウントします。

◇ 除外率制度

法定雇用障害者数の算定に際し、基礎となる常用労働者数の計算に当たり、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、除外率に相当する労働者数を控除する制度です。

除外率設定業種及び除外率

除 外 率 設 定 業 種	除 外 率
非鉄金属第一次製錬・精製業/貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5%
建設業/鉄鋼業/道路貨物運送業/郵便業（信書便事業を含む。）	10%
港湾運送業/警備業	15%
鉄道業/医療業/高等教育機関（高等学校は含まない。）/ 介護老人保健施設（日本標準産業分類、細分類番号8542に該当するものに限る。）/ 介護医療院（日本標準産業分類、細分類番号8543に該当するものに限る。）	20%
林業（狩猟業を除く。）	25%
金属鉱業/児童福祉事業	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	35%
石炭・亜炭鉱業	40%
道路旅客運送業/小学校	45%
幼稚園/幼保連携型認定子ども園	50%
船員等による船舶運航等の事業	70%

注1 除外率制度は平成16年4月に廃止されていますが、廃止に向けて段階的に縮小することとされています。

注2 除外率は、事業所（本店、支店、工場、鉱山、事務所等のように一定場所において一つの経営組織として独立性をもった施設又は場所）を単位として適用します。

◇ 障害者雇用率制度に適用される障害者の確認方法

身体障害者	知的障害者	精神障害者
地方自治体から交付される 「身体障害者手帳」	地方自治体から交付される 「療育手帳」・「愛護手帳」、 専門機関等による「判定書」	地方自治体から交付される 「精神障害者保健福祉手帳」 (2年更新)

＜障害者を把握・確認する際の注意＞

企業において、障害者を把握・確認する際には、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」により、障害者の適正な把握・確認に努めてください。

このガイドラインは、厚生労働省のホームページで掲載しています。



◇ 障害の種類による特性

障害には様々な特性があります。それぞれの障害の特性を理解していただき雇用につなげてください。

障害種別	障害特性	
身体障害	視覚障害	全盲、弱視、視野狭窄などがあります。訓練を受けた視覚障害者は、基本的に単独で公共交通機関を利用することができます。近年では、拡大読書機器など就労支援機器も発達しているので、事務職など職域が広がっています。
	聴覚障害	聴覚に何らかの障害があるため、全く聞こえない、または聞こえにくいことをいいます。 コミュニケーションの手段としては、手話や筆談、口話がありますが、いずれもできる方できない方がいます。 近年では、店頭での販売業務などに携わる方もいます。
	肢体不自由	上肢、下肢、体幹機能障害など様々な障害があることから、個人の状況に応じた配慮のもと、できる範囲で物理的環境の整備をすることで就労が可能となります。
	内部障害	心臓機能障害をはじめ日常生活が大幅に制限されるとともに、生命の維持に関わる重要な機能障害です。 無理のない勤務態勢などの配慮が必要ですが、中途障害者も多く、豊富なスキルを持つ方が多くいます。
知的障害	知的な発達の遅れがあり、意思交換や日常的な事柄（お金の計算など）が苦手なために援助が必要な方といえます。 全ての能力が遅れているわけではなく、障害の程度、能力、意欲、体力などは個人差があります。 指導担当者をはっきりさせることが大切であり、近年では、介護などの業務にも職域が広がっています。	
精神障害	精神障害は精神疾患による障害であり、「統合失調症、そううつ病（そう病、うつ病を含む）、てんかん」などがあります。 症状が安定し、就労可能な方であっても、心身が疲れやすい傾向があるため、配慮事項として、短時間勤務からはじめ、体力の回復状況を見ながら徐々に勤務時間を延長する工夫や、通院など健康管理を行うことで就労・定着が可能となります。	
その他の障害	発達障害者、高次脳機能障害、難病のある方などです。	

注）てんかん、発達障害、高次脳機能障害、難病等について手帳の交付を受けていない方は障害者雇用率のカウントに算定されません。

◆身体障害者障害程度等級表

級別			重度		(障害が2以上重複する場合重度)
			1 級	2 級	3 級
視覚障害			視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1／2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		—	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障害		—	—	平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			—	—	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢体不自由	上肢		1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下肢		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
	体幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	—	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	—	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	—	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	—	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	—	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	

級別			4級	5級
視覚障害			1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚又は 平衡機能 の障害	聴覚障害		1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	—
	平衡機能障害		—	平衡機能の著しい障害
音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障害			音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	—
肢体不自由	上肢		1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
	下肢		1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	体幹		—	体幹の機能の著しい障害
	乳幼児期 以前の非 進行性の 脳病変に よる運動 機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
心臓、じん臓若しくは 呼吸器又は ぼうこう若しくは直腸、 小腸、ヒト 免疫不全ウ イルスによ る免疫若し くは肝臓の 機能の障害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—
肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	—	

級別		6級	7級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	—
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	—
	平衡機能障害	—	—
音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害		—	—
肢体不自由	上肢	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
	下肢	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹	—	—
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	—	—
	じん臓機能障害	—	—
	呼吸器機能障害	—	—
	ぼうこう又は直腸の機能障害	—	—
	小腸機能障害	—	—
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	—	—
	肝臓機能障害	—	—
備考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 7級は、障害が2以上重複する場合を除き、障害者雇用率のカウントに算定されない。 5 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 6 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 7 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものをいう。 8 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。		

◆ 知的障害者の障害程度の判定

療育手帳・愛護手帳等の判定（判定と交付：児童・障害者相談センター、児童相談所、知的障害者更生相談所）

障害の 重さ	愛知県 (療育手帳)	名古屋市（愛護手帳）		その他の 手帳での 表示例	判 定 の 基 準 例
		障害程度	療育判定		
最重度	A	1	A	A1	IQ（知能指数）が20以下のもの。
重度		2		A2	IQ35以下のもので上記A1に該当しないもの。 又はIQ50以下で身体障害者福祉法に基づく障害等級 の1～3級に該当するもので上記A1に該当しないも の。
中度	B	3	B	B1	IQ50以下のもので上記A1及びA2に該当しないもの。
軽度	C	4		B2	IQ75以下のもので上記A1、A2及びB1に該当しない もの。

＊手帳の申請：市町村役場 手帳の有効期間：年齢や状態により2年～無期

◆ 精神障害者の障害程度の判定

精神障害者保健福祉手帳障害等級の判定（判定と交付：精神保健福祉センター）

障害程度	判 定 の 基 準 例
1 級	精神障害が日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁することができない程度のもの。
2 級	精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。この日常生活で著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のもの。
3 級	精神障害の状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

＊手帳の申請：市町村役場 手帳の有効期間：2年間（更新可）等級区分は状態に応じ変更可能

◆ 障害者手帳の見方

障害者手帳の色、形状、レイアウト等の具体的な仕様については各自治体で定めているため、自治体ごとに様式が異なります。

（表表紙）

（内面）

障 害 者 手 帳

都道府県（指定都市）名

写 真

氏名
住所
生年月日
障害等級
手帳番号
旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種

交付日 年 月 日
有効期限 年 月 日
(更新)
(更新)
(更新)
(更新)

都道府県（指定都市）名

印

精神保健及び精神障害者福祉に
関する法律第45条の保健福祉手帳

○障害の種類の確認
身体障害者
「身体障害者手帳」
知的障害者
「療育手帳」等
※自治体によって
名称・内容が異なる
場合があります
精神障害者
「精神障害者保健福祉手帳」

○有効期限の確認
有効期限が切れて
いないか
有効期限：2年
手帳の更新は
3か月前から可能

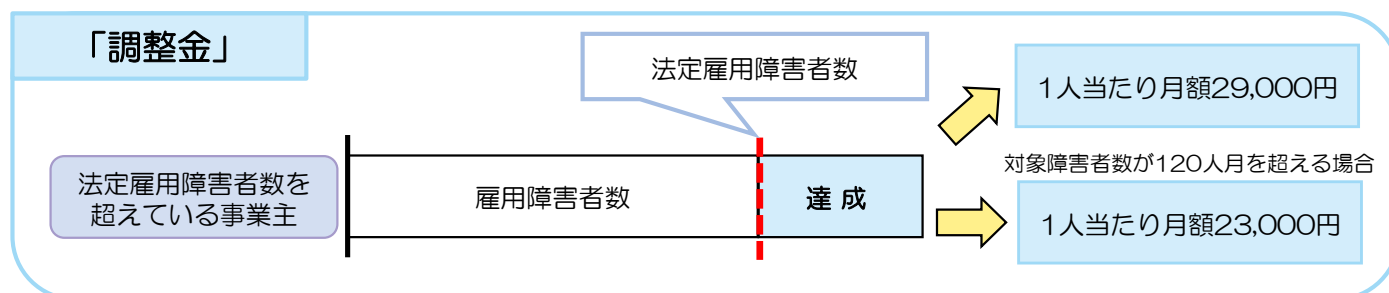
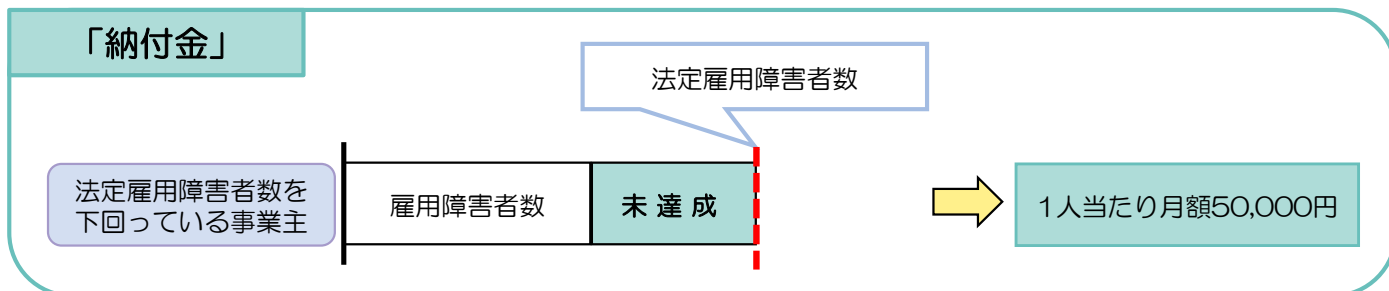
○障害等級の確認
1級、2級、3級等

2 障害者雇用納付金制度（障害者雇用促進法 第49条）

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることが目的に、障害者雇用納付金（「納付金」）の徴収、障害者雇用調整金（「調整金」）、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

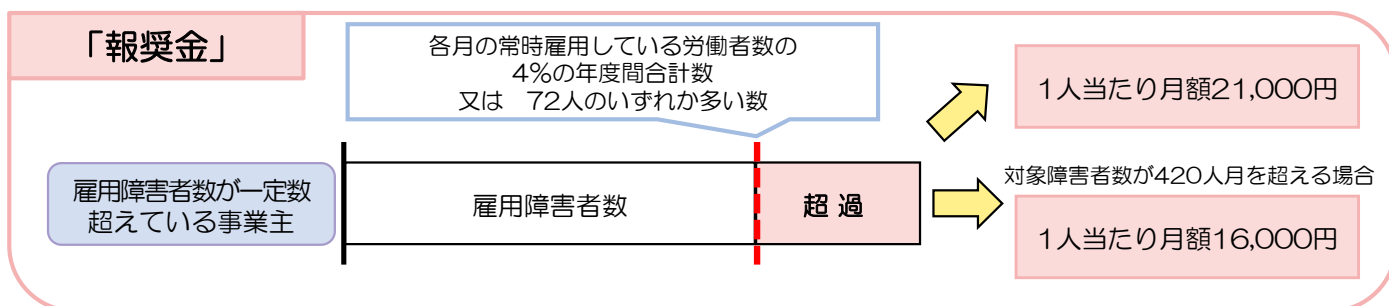
○ 常時雇用する労働者の総数が100人を超える事業主は、

- ・ 毎年度「納付金」の申告が必要です。
- ・ 法定雇用障害者数を下回っている場合は、申告とともに「納付金」の納付が必要です。
- ・ 法定雇用障害者数を超えている場合は、申請に基づき「調整金」が支給されます。



○ 常時雇用する労働者の総数が100人以下の事業主は、

- ・ 雇用障害者数が一定数を超えている場合は、申請に基づき「報奨金」が支給されます。



その他

○ 在宅就業障害者に仕事を発注した事業主に対し、

- ・ 支払った業務の対価に応じた額を、申請に基づき「在宅就業障害者特例調整金」又は「在宅就業障害者特例報奨金」が支給されます。

○ 障害者の雇い入れ、雇用継続のために職場環境の整備等を行う事業主に対し、

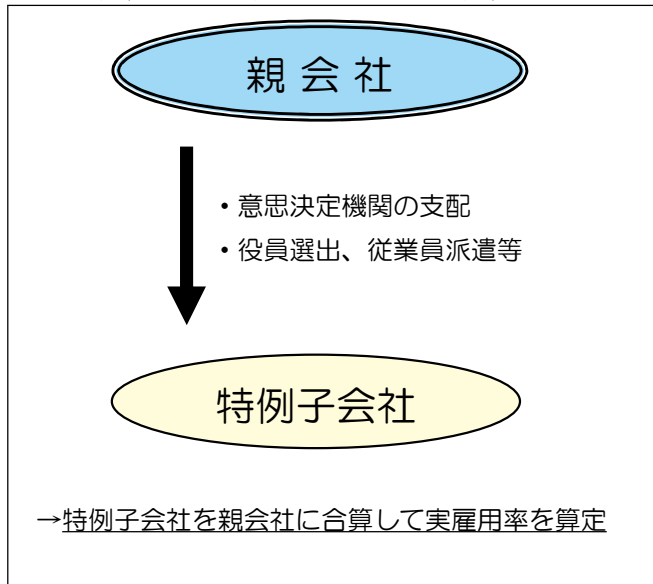
- ・ 一時に多額の費用の負担を余儀なくされる場合は、申請に基づき「助成金」が支給されます。

3 雇用率の算定の特例等（障害者雇用促進法 第44・45条）

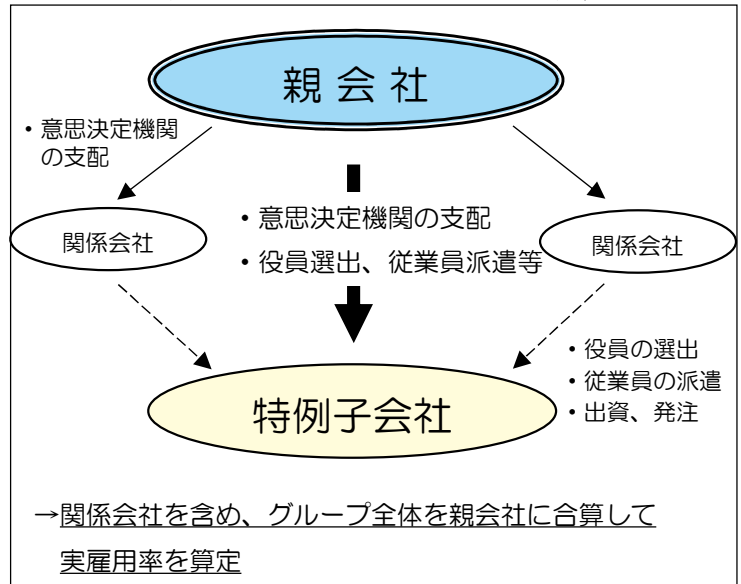
障害者雇用率制度において、障害者の雇用機会の確保は、個々の事業主（企業）ごとに義務づけられています。

一方で、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、一定の要件を満たす場合に複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度として、「特例子会社制度（子会社特例）」、「企業グループ適用（関係会社特例）」、「企業グループ算定特例（関係子会社特例）」、「事業協同組合等算定特例（特定事業主特例）」があります。詳しくは、事業所管轄のハローワークまでお問い合わせください。

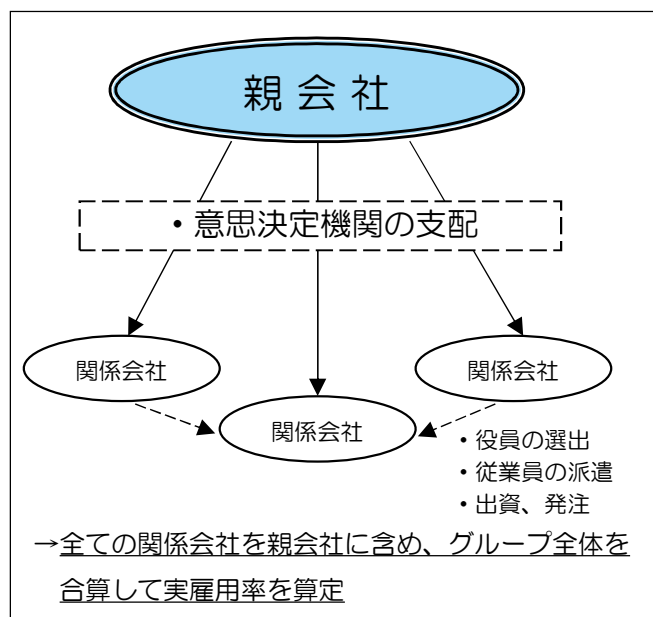
〔特例子会社制度〕 『子会社特例』



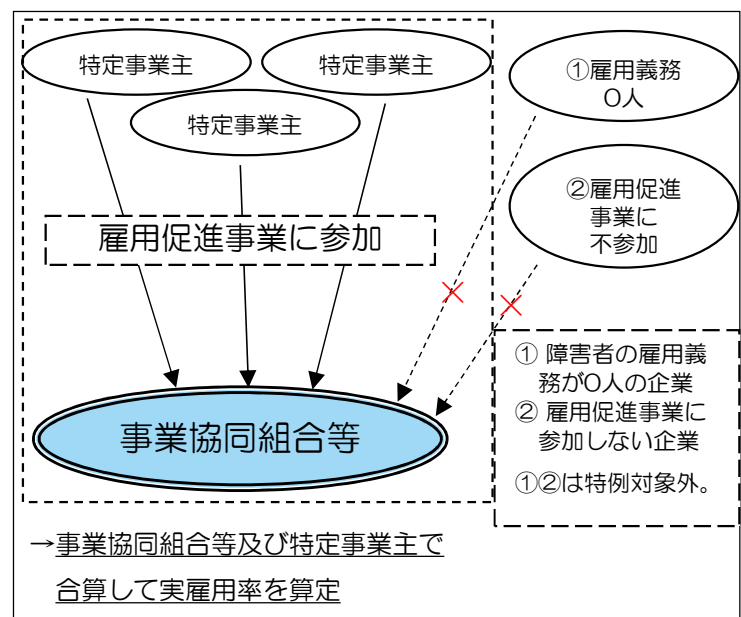
〔企業グループ適用〕 『関係会社特例』



〔企業グループ算定特例〕 『関係子会社特例』



〔事業協同組合等算定特例〕 『特定事業主特例』



○「特例子会社」のメリット

事業主にとってのメリット

- ・ 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- ・ 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。
- ・ 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できる。
- ・ 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

障害者にとってのメリット

- ・ 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- ・ 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。

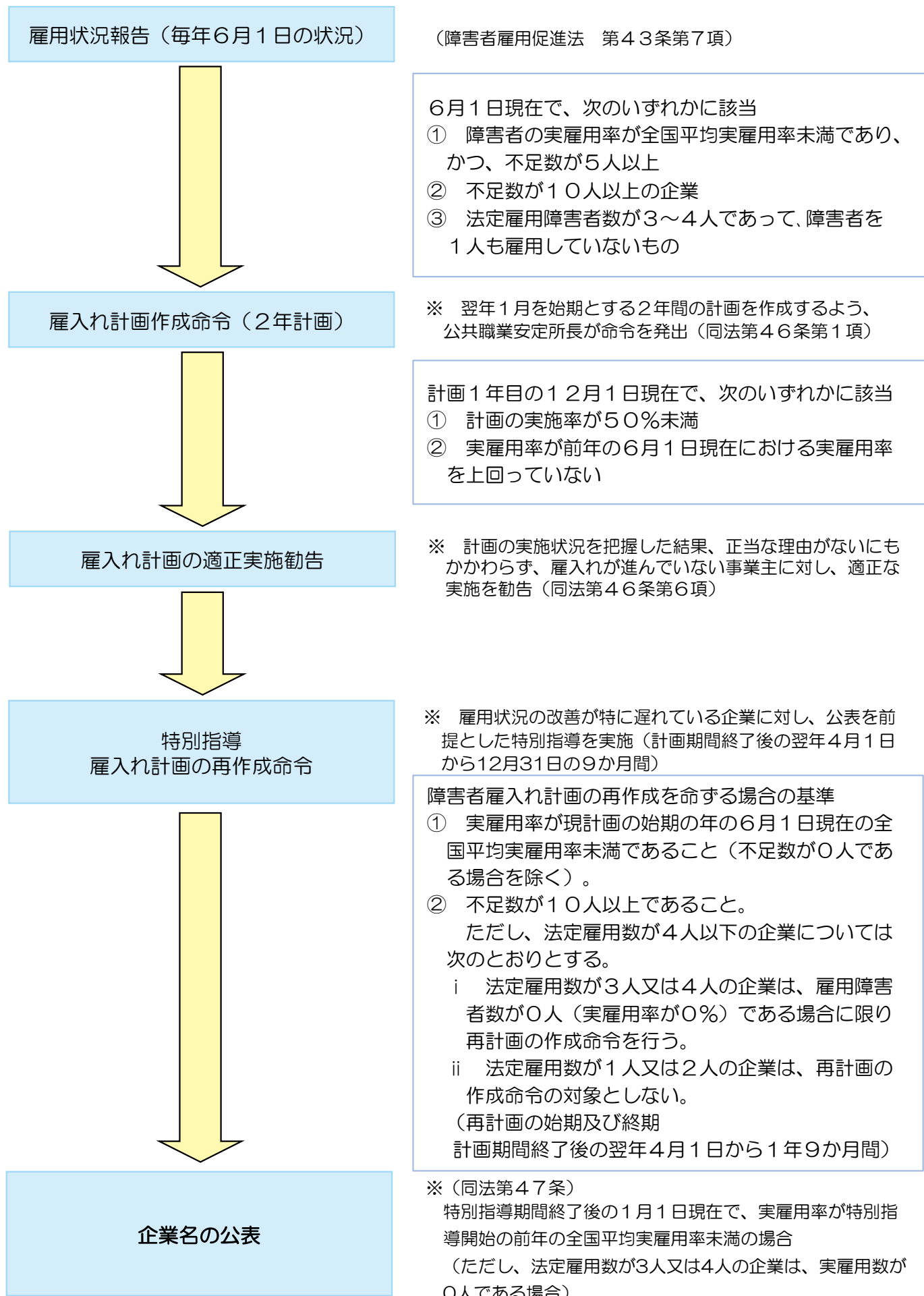
○ 愛知県内に所在地がある「特例子会社」 (令和7年6月1日現在)

No	特 例 子 会 社 名		親 会 社 名		認定年月日
		所 在 地		所 在 地	
1	デンソー太陽(株)	蒲郡市	(株)デンソー	刈谷市	S59.6.1
2	※日東電工ひまわり(株)	豊橋市	日東電工(株)	大阪府	H13.2.9
3	中電ウイング(株)	名古屋市南区	中部電力(株)	名古屋市東区	H15.4.1
4	Man to Man Animo(株)	名古屋市熱田区	Man to Man ホールディングス(株)	名古屋市中区	H19.4.27
5	三菱自動車ウイング(株)	岡崎市	三菱自動車工業(株)	東京都	H19.10.25
6	(株)ジェイアール東海ウェル	名古屋市港区	東海旅客鉄道(株)	東京都	H20.4.30
7	スギスマイル(株)	大府市	スギホールディングス(株)	大府市	H21.7.24
8	トヨタループス(株)	豊田市	トヨタ自動車(株)	豊田市	H21.10.1
9	TGウェルフェア(株)	清須市	豊田合成(株)	清須市	H22.9.21
10	(株)ゲオビジネスサポート	春日井市	(株)ゲオホールディングス	名古屋市中区	H23.3.30
11	(株)住理工ジョイフル	小牧市	住友理工(株)	小牧市	H25.12.26
12	(株)アイコー	安城市	愛知県厚生農業協同組合連合会	長久手市	H26.5.12
13	(株)スズケンジョイナス	名古屋市東区	(株)スズケン	名古屋市東区	H27.4.10
14	(株)スマイル・カネスエ	一宮市	(株)カネスエ	一宮市	H27.7.28
15	(株)イナテックサービス	西尾市	(株)イナテック	西尾市	H28.4.1
16	(株)ハートコープあいち	小牧市	生活協同組合コープあいち	名古屋市名東区	H29.2.27
17	(株)デンソーブラッサム	刈谷市	(株)デンソー	刈谷市	H29.5.23
18	名古屋昭和建物サービス(株)	名古屋市中区	昭和建物管理(株)	名古屋市中区	H29.11.14
19	オーエスパートナー(株)	岡崎市	岡崎信用金庫	岡崎市	H29.12.1
20	にっとくスマイル(株)	小牧市	日本特殊陶業(株)	名古屋市東区	H30.1.16
21	日本ゼネラルサポート(株)	尾張旭市	NGFホールディングス(株)	名古屋市中区	H31.4.24
22	エヌジーケイゆうサービス(株)	名古屋市瑞穂区	日本碍子(株)	名古屋市瑞穂区	R1.9.6
23	マザックメイト(株)	丹羽郡	ヤマザキマザックキャピタル(株)	名古屋市東区	R1.12.17
24	東邦フラワー(株)	名古屋市熱田区	東邦瓦斯(株)	名古屋市熱田区	R2.3.24
25	(株)トヨタエンタプライズアシスト	名古屋市中村区	(株)トヨタエンタプライズ	名古屋市中村区	R2.5.12
26	アイシンウェルスマイル(株)	知立市	(株)アイシン	刈谷市	R2.5.21
27	NSハートフルサービス東海(株)	東海市	日本製鉄(株)	東京都	R3.5.6
28	(株)アーレスティ インクルーシブサービス	豊橋市	(株)アーレスティ	東京都	R3.6.14
29	(株)アサヒクリーンメンテ	岡崎市	(株)朝日エンジニアリング	東京都	R4.11.7
30	オーエスジーアクティブ(株)	新城市	オーエスジー(株)	豊川市	R4.12.13
31	(株)ライドウェイブ	大府市	(株)松尾製作所	大府市	R5.5.30
32	愛知玉野情報システム(株)	名古屋市東区	ID&Eホールディングス(株)	東京都	R5.10.16
33	(株)コメヒョウルクス	名古屋市中区	(株)コメ兵ホールディングス	名古屋市中区	R6.3.14
34	カリモク藤江(株)	知多郡東浦町	カリモク家具(株)	知多郡東浦町	R6.4.3
35	SMCCグリーンパートナーズ(株)	名古屋市中区	三井住友カード(株)	東京都	R6.11.11

※は地方公共団体と民間企業とが共同出資して設置した、第3セクター方式による重度障害者雇用企業。

4 行政指導 民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進のための指導を行っています。



Ⅱ 障害者雇用の現状（愛知県内の雇用状況）

1 愛知県内の障害者（手帳所持者）数 （各年4月1日現在）

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
愛知県内の障害者数(人)	375,857	382,820	390,004	399,062	408,738	418,359
県人口に占める割合(%)	5.00%	5.10%	5.22%	5.35%	5.49%	5.62%
身体障害者(人)	236,934	235,475	233,758	232,272	230,951	231,204
うち、18歳以上の者	231,915	230,554	228,927	227,494	226,258	226,523
うち、18歳未満の児童	5,019	4,921	4,831	4,778	4,693	4,681
知的障害者(人)	59,590	61,668	63,880	66,021	68,273	70,549
うち、18歳以上の者	41,025	42,190	43,894	44,897	46,174	47,597
うち、18歳未満の児童	18,565	19,478	19,986	21,124	22,099	22,952
精神障害者(人)	79,333	85,677	92,366	100,769	109,514	116,606
うち、20歳以上の者	75,688	81,591	87,744	95,344	103,250	109,766
うち、20歳未満の者	3,645	4,086	4,622	5,425	6,264	6,840

※ 資料出所：愛知県障害福祉課及び医務課こころの健康推進室業務統計（各手帳所持者の集計）、あいちの人口

注1）各手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳）、精神障害者保健福祉手帳

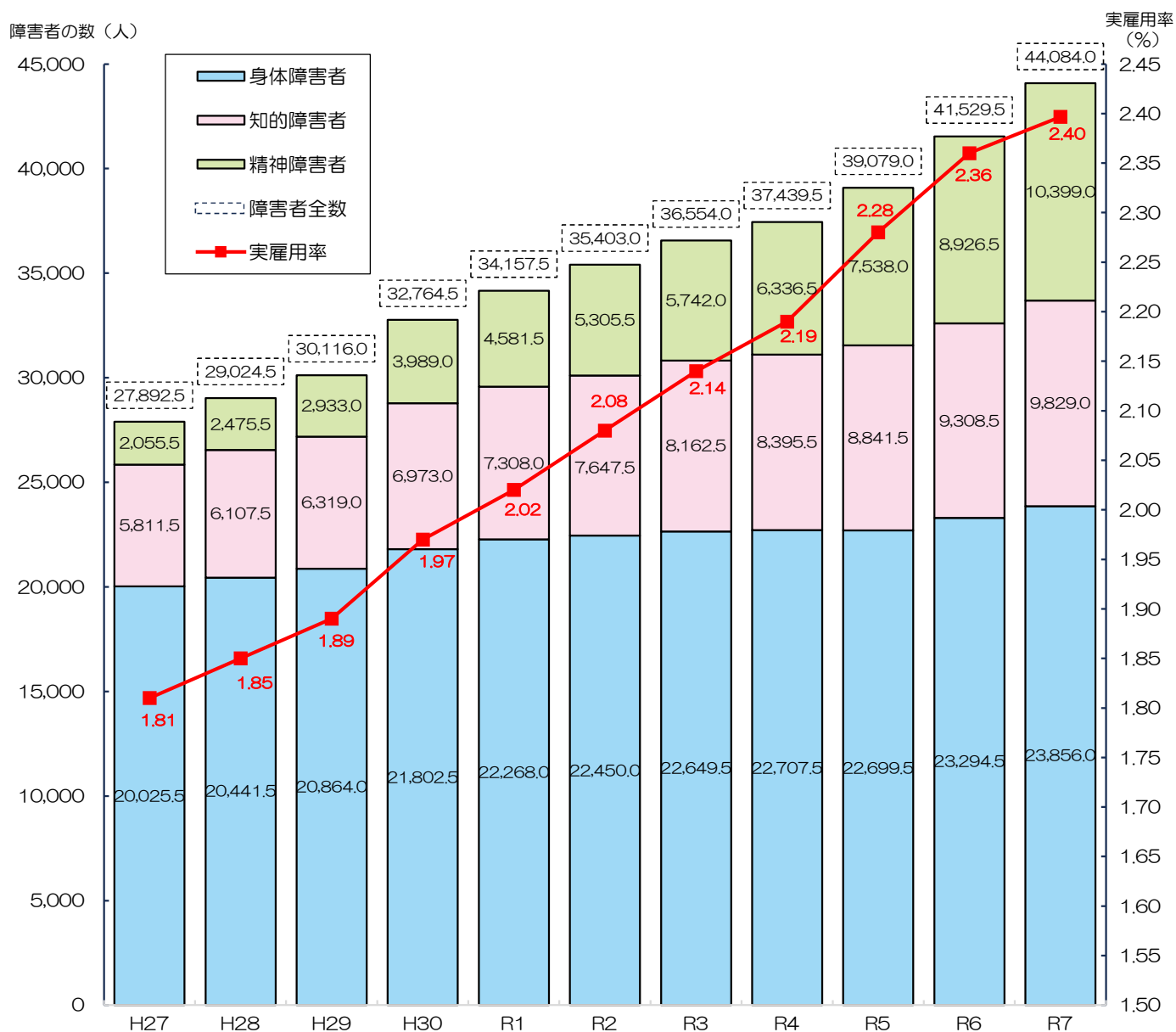
注2）複数の手帳を所持していることがあるので、正確な人口比ではない。

2 愛知県内の障害者雇用状況（令和7年6月1日現在）

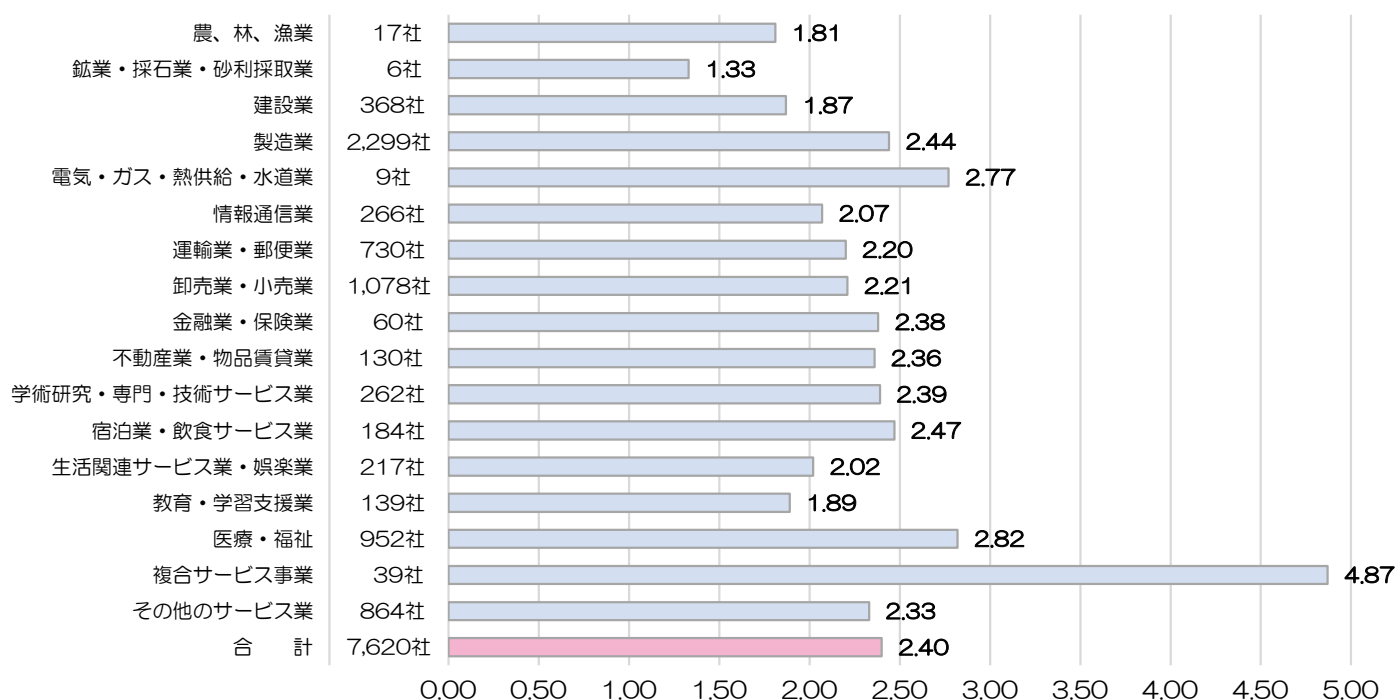
区 分		企業数又は 機関数（件）	基礎労働者数 又は職員数（人）	うち障害者数 （人）	実雇用率 （%）	全国の状況
民間企業	一般の民間企業 （2.5%）	7,620	1,839,337.5	44,084.0	2.40	
		7,434	1,757,000.5	41,529.5	2.36	実雇用率（%） 2.41
	特殊法人 （2.8%）	11	17,149.0	425.5	2.48	実雇用率（%） 2.67
		10	13,823.0	372.0	2.69	
地方公共 団体	2.8% 適用機関	80	90,260.5	2,560.0	2.84	実雇用率（%） 2.76
		82	83,868.0	2,418.0	2.88	
	2.7% 適用機関 （愛知県教育委員会） （名古屋市教育委員会）	2	45,048.5	886.5	1.97	実雇用率（%） 2.31
		2	44,473.5	846.5	1.90	

注） 下欄は、令和6年6月1日現在の状況です。

3 民間企業（常用労働者40.0人以上規模の企業）の雇用状況



4 産業別実雇用率の状況



5 民間企業における障害者雇用状況（年度別）の推移

年度	愛知県		全国		法定雇用率 (%)	◇障害者の範囲やカウント方法など
	障害者数 (カウント人)	雇用率 (%)	障害者数 (カウント人)	雇用率 (%)		
S52	8,204	1.24	128,429	1.09	1.5	S52～ ・重度身体障害者をダブルカウント
S53	8,039	1.22	126,493	1.11		
S54	8,157	1.23	128,493	1.12		
S55	8,427	1.25	135,228	1.13		
S56	9,036	1.30	144,713	1.18		
S57	9,570	1.31	152,603	1.22	1.6	S63～ ・知的障害者を算入
S58	9,743	1.32	155,515	1.23		
S59	10,016	1.33	159,909	1.25		
S60	10,415	1.35	168,276	1.26		
S61	10,732	1.36	170,247	1.26		
S62	11,048	1.37	171,880	1.25	1.6	H5～ ・重度知的障害者をダブルカウント ・短時間労働者である重度身体障害者及び知的障害者（1人とカウント）を算入
S63	11,704	1.41	187,115	1.31		
H1	12,608	1.41	195,276	1.32		
H2	13,064	1.42	203,634	1.32		
H3	13,692	1.42	214,814	1.32		
H4	14,337	1.43	229,627	1.36	1.8	H16～ ・一定の業種についての除外率10%引下げ
H5	14,745	1.46	240,985	1.41		
H6	14,531	1.46	245,348	1.44		
H7	14,688	1.46	247,077	1.45		
H8	14,691	1.47	247,982	1.47		
H9	14,949	1.47	250,030	1.47	1.8	H18～ ・精神障害者を算入 （短時間労働者である精神障害者については0.5人カウント）
H10	15,034	1.47	251,443	1.48		
H11	15,496	1.49	254,562	1.49		
H12	15,714	1.51	252,836	1.49		
H13	15,796	1.51	252,870	1.49		
H14	15,720	1.49	246,284	1.47	2.0	H23～ ・重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)を算入 ・一定の業種についての除外率10%引下げ
H15	16,094	1.50	247,093	1.48		
H16	16,859	1.45	257,939	1.46		
H17	17,306	1.43	269,066	1.49		
H18	17,809	1.45	283,750.5	1.52		
H19	19,059	1.48	302,716.0	1.55	2.2	H25～ ・障害者の法定雇用率2.0%へ引上げ
H20	20,729	1.53	325,603.0	1.59		
H21	20,903	1.57	332,811.5	1.63		
H22	21,546.5	1.63	342,973.5	1.68		
H23	22,860.5	1.59	366,199.0	1.65		
H24	23,688.0	1.61	382,363.5	1.69	2.2	H30～ ・障害者の法定雇用率2.2%へ引上げ （短時間労働者である精神障害者については0.5→1人カウントの場合あり P.4参照）
H25	25,066.0	1.68	408,947.5	1.76		
H26	26,243.5	1.74	431,225.5	1.82		
H27	27,892.5	1.81	453,133.5	1.88		
H28	29,024.5	1.85	474,374.0	1.92		
H29	30,116.0	1.89	495,795.0	1.97	2.3	R3～ ・障害者の法定雇用率2.3%へ引上げ
H30	32,764.5	1.97	534,769.5	2.05		
R1	34,157.5	2.02	560,608.5	2.11		
R2	35,403.0	2.08	578,292.0	2.15		
R3	36,554.0	2.14	597,786.0	2.20		
R4	37,439.5	2.19	613,958.0	2.25	2.5	R6～ ・障害者の法定雇用率2.5%へ引上げ
R5	39,079.0	2.28	642,178.0	2.33		
R6	41,529.5	2.36	677,461.5	2.41		
R7	44,084.0	2.40	704,610.0	2.41		
						R7～ ・一定の業種についての除外率10%引下げ

○雇用障害者数及び実雇用率は着実に向上

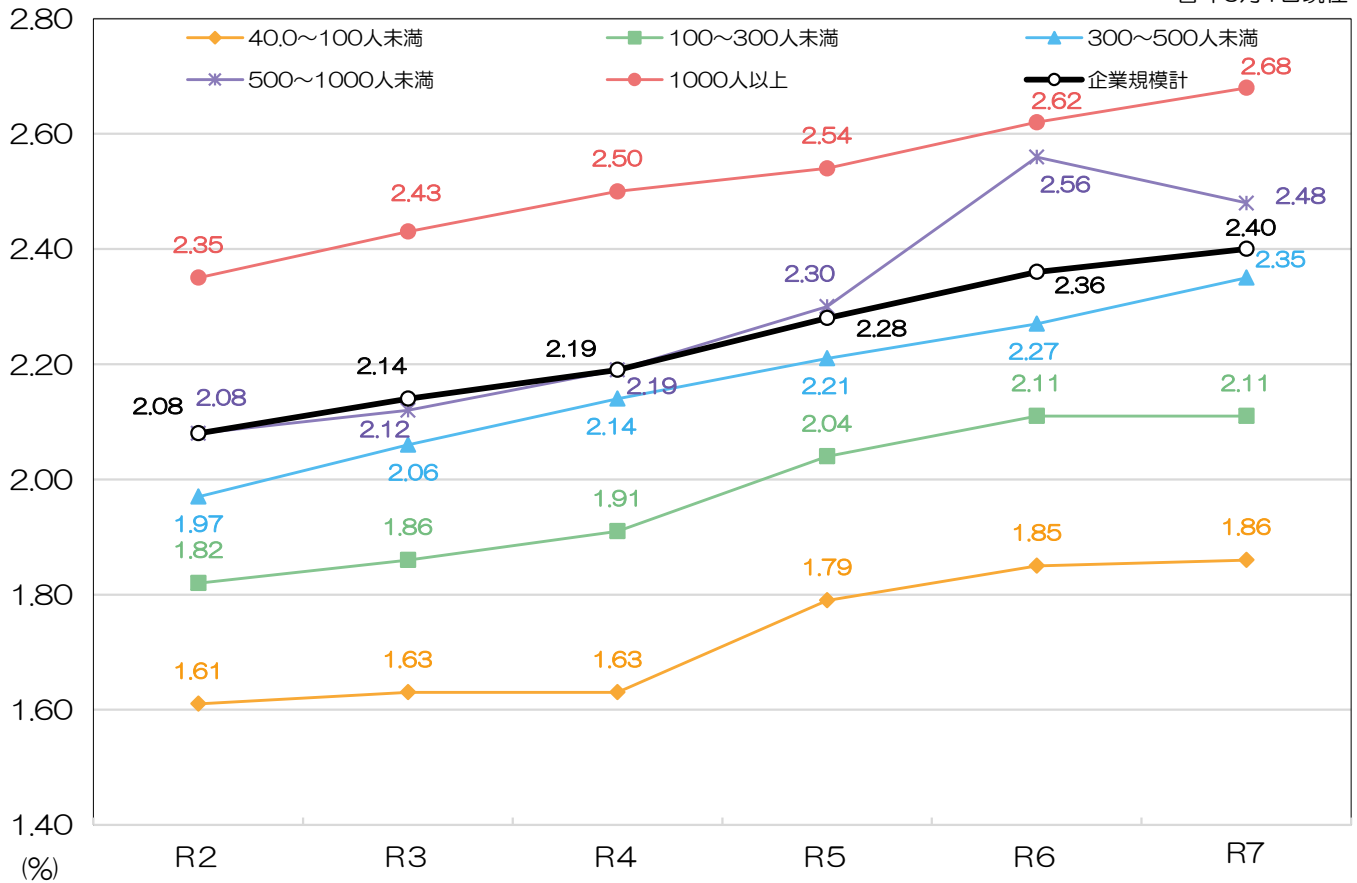
【要因】

- ① 企業における障害者雇用への理解が進み積極的な採用が行われていること。
- ② 企業における障害者雇用が進んでいることと相まって、就職を希望する障害者が増加（ハローワークへの新規求職申込件数は、年々増加）していること。
- ③ 企業への障害者雇用への各種助成金の支給、企業と障害者双方への職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、個々の障害者の状況に応じた関係機関と連携したチーム支援などの支援等が充実してきていること。

6 愛知県内企業規模別状況

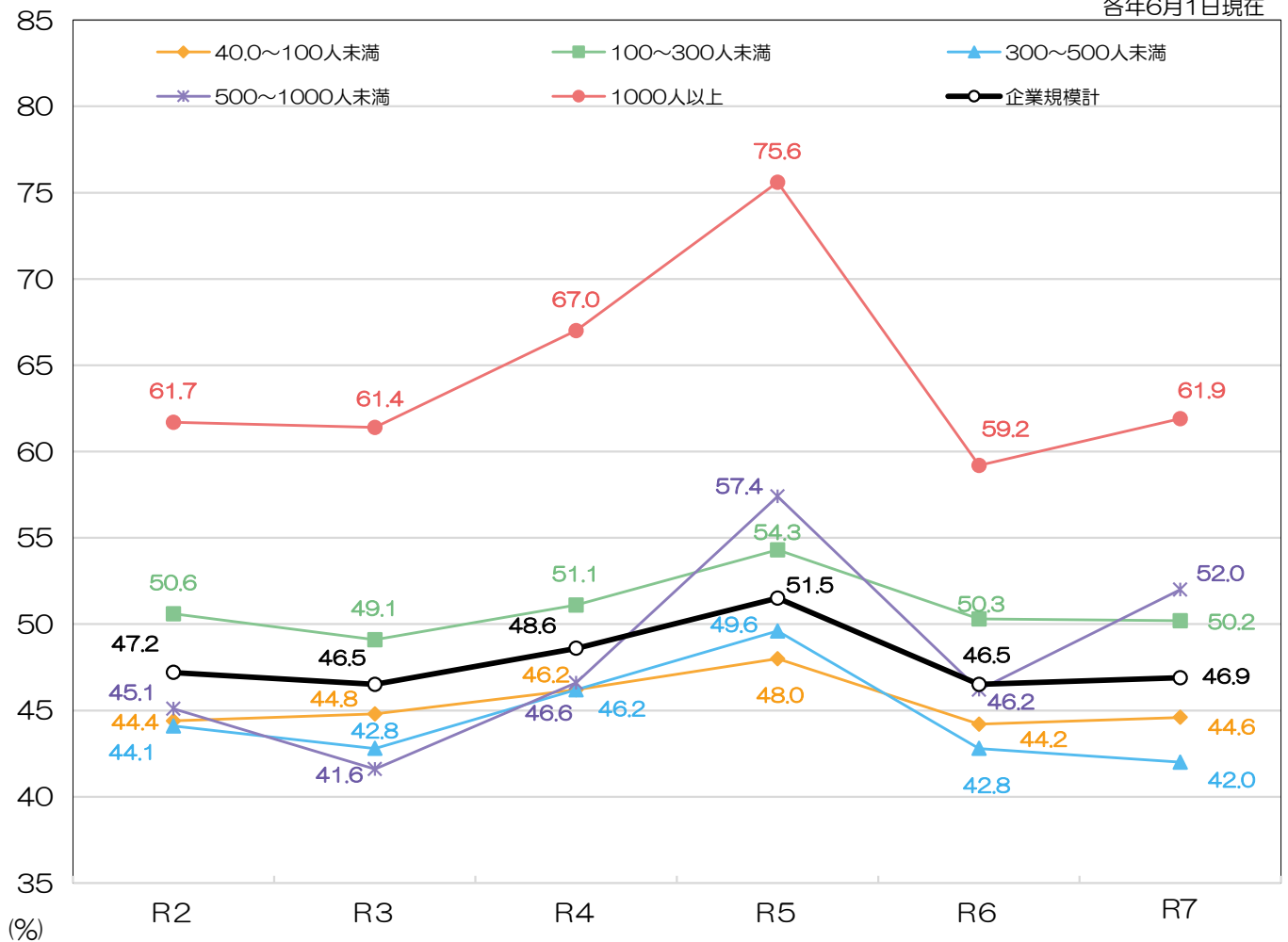
(1) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



(2) 企業規模別達成企業割合

各年6月1日現在



Ⅲ 障害者の登録・就職等の状況

1 ハローワークにおける障害者の就職件数等の推移 (全国)

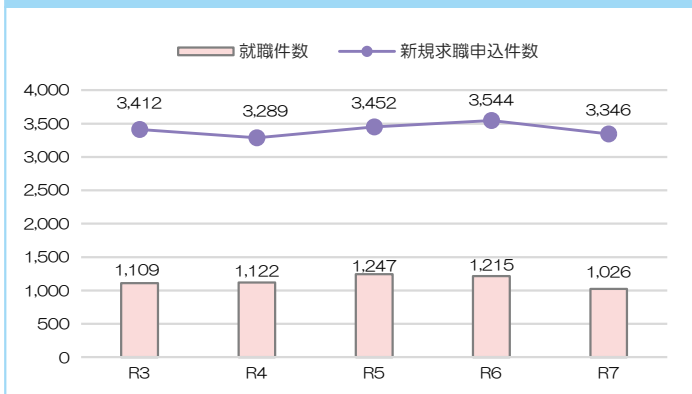
年度	新規求職申込件数							就職件数						
	合計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他	合計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他
		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度				うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		
R3	223,971	58,032	19,759	34,651	4,029	108,243	23,045	96,180	20,829	7,479	19,957	3,151	45,885	9,509
R4	233,429	58,095	19,964	35,609	4,054	123,591	16,134	102,537	21,914	7,835	20,573	3,210	54,074	5,976
R5	249,490	59,202	21,933	37,515	4,267	137,935	14,838	110,756	22,912	8,482	22,201	3,329	60,598	5,045
R6	268,107	60,252	22,177	40,385	5,078	153,223	14,247	115,609	22,704	8,559	22,449	3,445	65,518	4,938

※R7の全国版は、集計時期の関係により掲載しておりません。

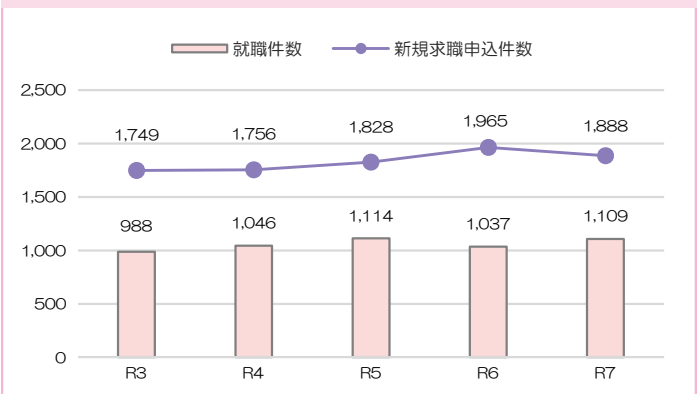
(愛知県)

年度	新規求職申込件数							就職件数						
	合計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他	合計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他
		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度				うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		
R3	13,778	3,412	1,160	1,749	225	7,194	1,423	5,645	1,109	415	988	175	2,932	616
R4	14,306	3,289	1,245	1,756	225	8,397	864	6,208	1,122	435	1,046	189	3,718	322
R5	15,550	3,452	1,345	1,828	266	9,497	773	6,941	1,247	555	1,114	214	4,349	231
R6	16,702	3,544	1,330	1,965	287	10,428	765	6,944	1,215	508	1,037	201	4,421	271
R7	17,268	3,346	1,208	1,888	260	11,202	832	6,700	1,026	392	1,109	199	4,314	251

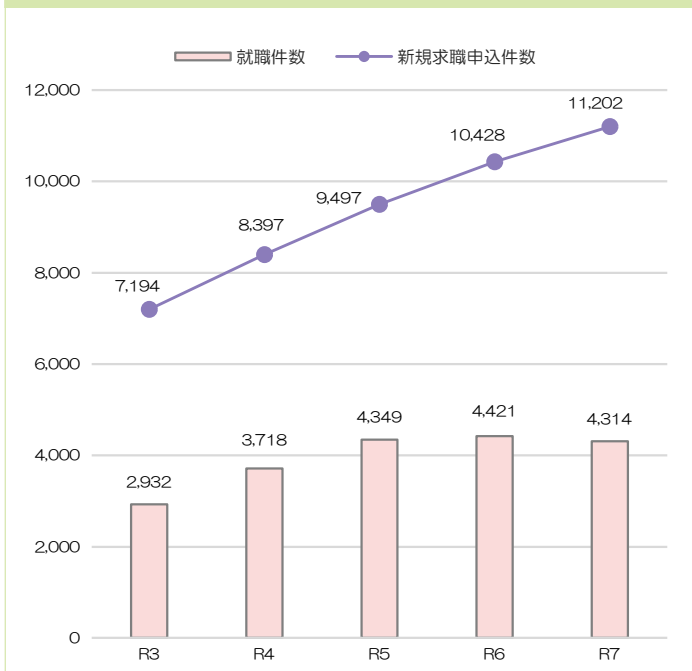
身体障害者



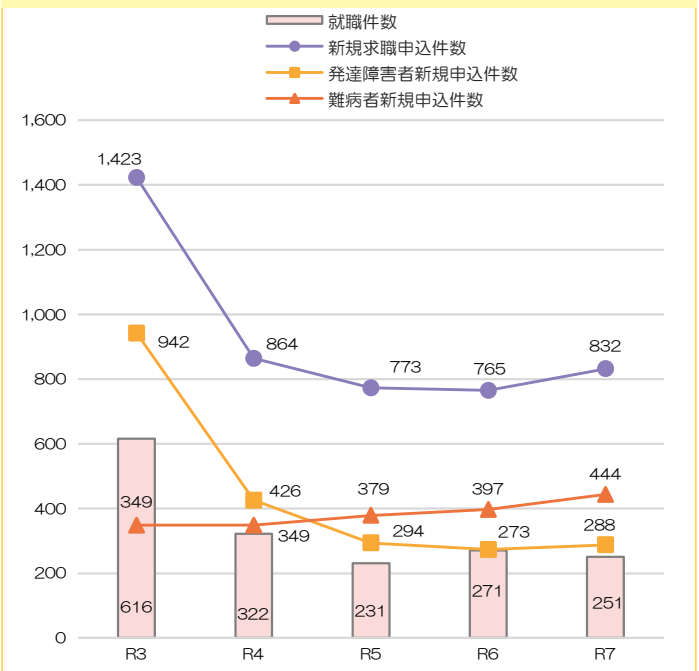
知的障害者



精神障害者

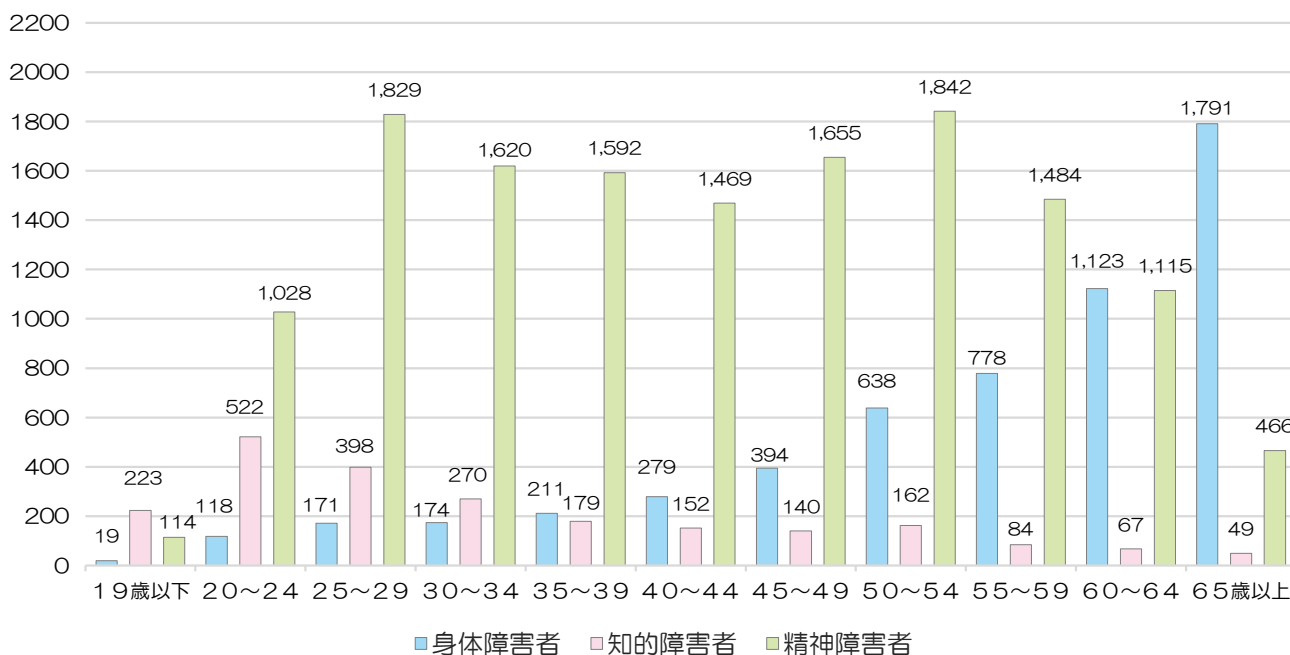


その他（発達障害者・難病者等）



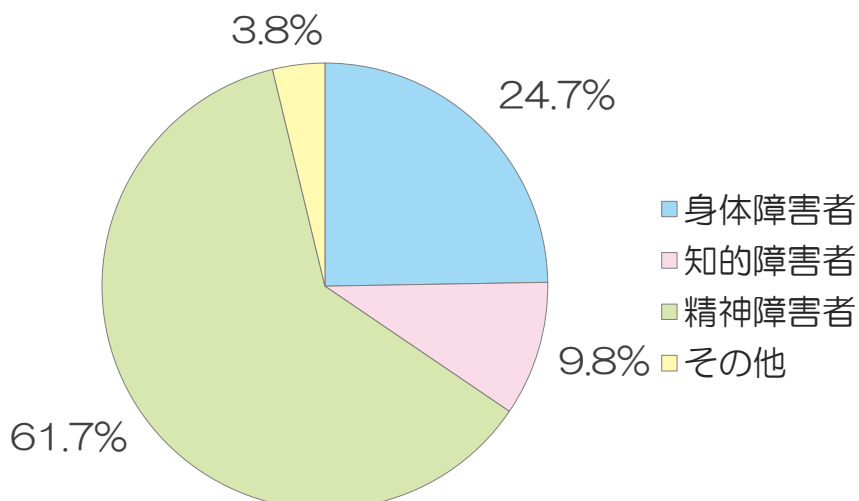
2 ハローワークにおける障害種別による有効登録者の年齢状況（愛知）

令和7年10月末現在



	年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
合計(人)	23,026	367	1,734	2,501	2,134	2,056	1,979	2,268	2,752	2,436	2,408	2,391
身体障害者	5,696	19	118	171	174	211	279	394	638	778	1,123	1,791
知的障害者	2,246	223	522	398	270	179	152	140	162	84	67	49
精神障害者	14,214	114	1,028	1,829	1,620	1,592	1,469	1,655	1,842	1,484	1,115	466
その他	870	11	66	103	70	74	79	79	110	90	103	85
発達障害者	195	8	43	53	23	19	15	9	12	9	4	0
難病者	585	2	19	41	39	49	57	61	83	66	91	77
高次脳機能障害者	20	1	0	0	0	1	0	1	7	2	5	3
その他の障害者	70	0	4	9	8	5	7	8	8	13	3	5

○ 障害種別による登録者の割合



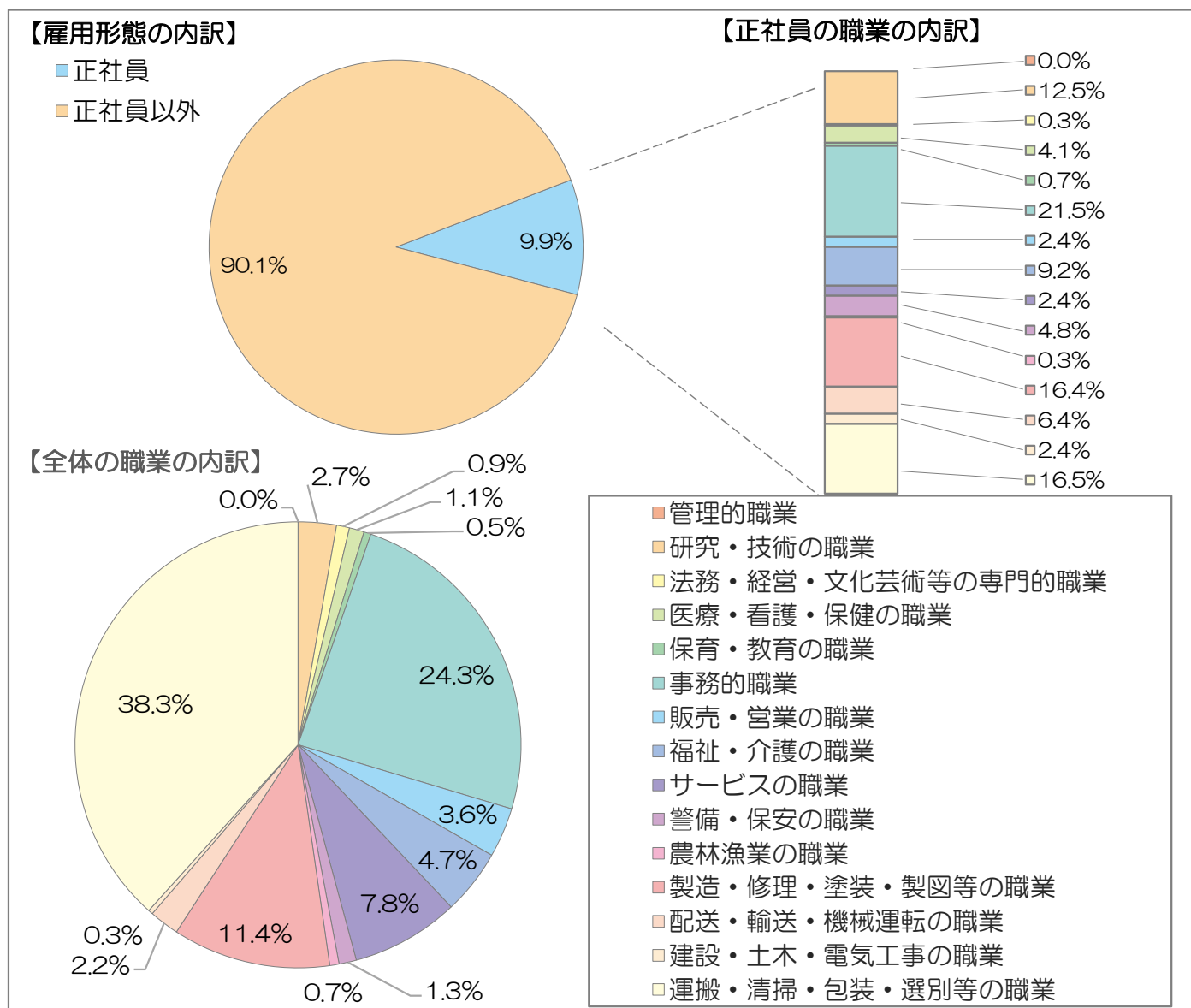
ハローワークにおける登録者の状況としては、精神障害者の割合が61.7%と6割以上を占め、精神障害者は前年同月比で2.5%増となっていますが、身体障害者は2.5%、知的障害者は0.3%程度の減少となっています。

年齢面をみますと、身体障害者は中高年齢層以上が多く高齢化が一段と進んでおり、知的障害者は20代までが多い状況です。

また、精神障害者は20代後半から50代までの世代に多い状況です。

※ 上記のグラフ・表には、新規学卒予定者（高卒・大卒等）は含まれていません。

3 ハローワークで受理した障害者専用求人状況（愛知）



4 障害者が雇用されているいろいろな職務

事務的な職務 データエントリ (名刺作成、単純入力等) 郵便仕分け・配送前処理 ダイレクトメール作成・封入 シュレッダー掛け作業 スキャニング・コピー印刷 スクラップ・データ編集 等	ロジスティック関係職務 倉庫発送・運搬 段ボール梱包 ピッキング 伝票整理・チェック 配送順序揃え 出荷確認処理補助 等	販売業務関係職務 パッキング 値札付け・シール貼り 商品入れ替え バックヤード片付け 品出し・カート整理 接客補助・販売補助 ポップ作り 等
清掃関係職務 事務室清掃 会議室セッティング 回収ゴミの分別処理 客室清掃・セッティング ホテルベッドメイク ハウスクリーニング 等	介護・看護・保育補助 老人ホーム介護補助 病院看護補助 保育園等の保育補助 (清掃・ベッドメイク・ ゴミ片付け・食事補助 ・機材セッティング等) 等	調理関係・補助職務 食器洗浄 配膳・下膳補助 清掃・テーブル整理 調理補助(盛り付け等) 調味料揃え・下拵え補助 食器整理・準備 等

Ⅳ 障害者雇用に対する支援策

障害者の雇用を促進するために、事業主に対する助成金や税制上の優遇措置などの、様々な支援制度があります。

1 障害者雇用のための助成金

トライアル雇用助成金

・障害者トライアルコース

障害者トライアル雇用求人等を事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合

対 象 労 働 者	トライアル期間	支 給 額
身体障害者、知的障害者（重度を含む）	原則 3か月	月額最大 4万円 （最長3か月間）
精神障害者	原則 6～12か月間	月額最大 8万円×3か月 月額最大 4万円×3か月 （最長6か月間）

・障害者短時間トライアルコース

短時間で働ける障害者で、トライアル期間中に週20時間以上の就労を目指す場合

対 象 労 働 者	トライアル期間	支 給 額
精神障害者、発達障害者 （雇入れ時の週の所定労働時間が10時間以上20時間未満）	原則 3～12か月間	月額最大 4万円 （最長12か月間）

特定求職者雇用開発助成金

・特定就職困難者コース

障害者などの就職が特に困難な者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対し助成します。

対 象 労 働 者	支 給 額	
	短時間労働者以外	短時間労働者
身体・知的障害者	120万円（50万円）	80万円（30万円）
重度身体障害者、重度知的障害者・精神障害者・ 45歳以上の障害者	240万円（100万円）	

・発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者又は難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成します。

対 象 労 働 者	支 給 額	
	短時間労働者以外	短時間労働者
障害者手帳を所持していない発達障害者、 または、難病のある方	120万円（50万円）	80万円（30万円）

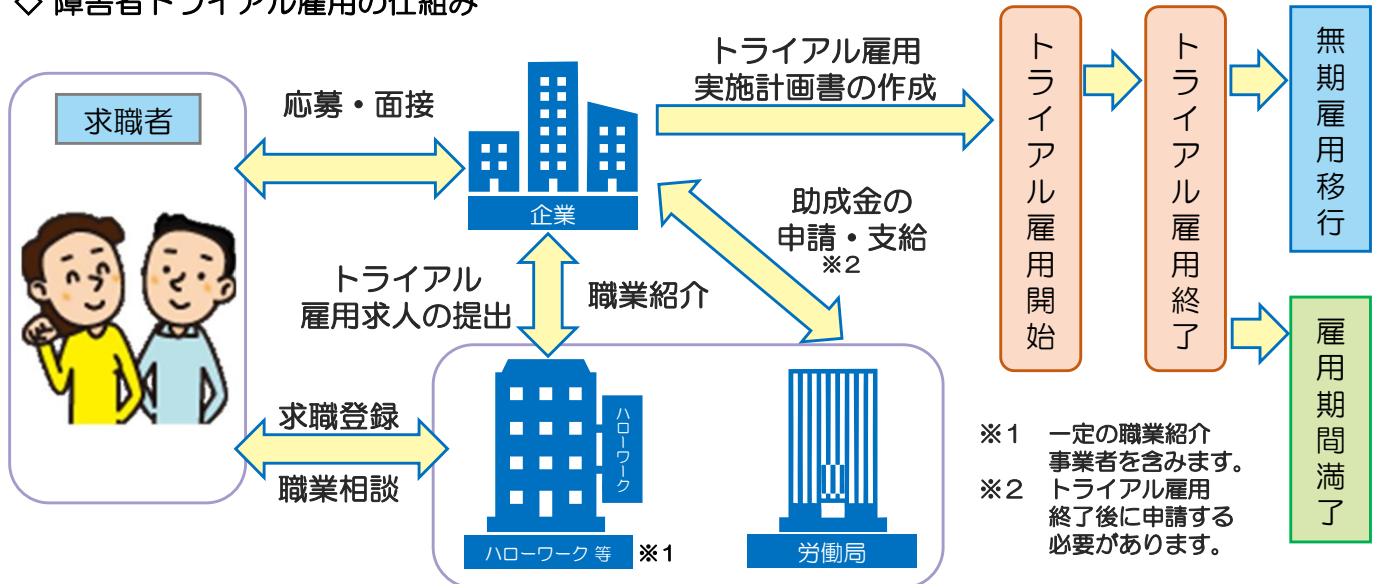
※支給額の（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

キャリアアップ助成金

・障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成します。

◇ 障害者トライアル雇用の仕組み



【問合せ先】愛知労働局雇用助成室 又は 事業所管轄のハローワーク（P40）
詳しくは、厚生労働省のホームページにて掲載しています。



2 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者作業施設設置等助成金

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成します。

障害者福祉施設設置等助成金

障害者を現に雇用する事業主または当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設や給食施設等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

障害者介助等助成金

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成します。

職場適応援助者助成金

職場適応援助者※による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成します。
※ ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者

障害者職場実習等支援事業

これから障害者を雇用しようとする事業主の方や障害者雇用のノウハウをお持ちの事業主の方へ謝金等を支給します。

※このほかにも助成金があります。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【問合せ先】JEED（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構）愛知支部
高齢・障害者業務課 電話 052-218-3385



3 愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金

障害者の雇用の経験のない中小・小規模企業が、障害者を初めて雇用した場合（過去3年間に対象労働者の雇用実績が無い場合も含む。）に奨励金を支給する制度です。

※就労継続支援A型の事業を実施している事業主は対象外です。

○支給額（1事業主当たり）

対 象 労 働 者	支 給 額
一般労働者（身体障害者・知的障害者・精神障害者） 短時間労働者（精神障害者）	60万円
短時間労働者（身体障害者・知的障害者）	30万円
特定短時間労働者（重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者）	15万円

※一般労働者とは1週間の所定労働時間が30時間以上の者、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者、特定短時間労働者とは10時間以上20時間未満の者をいう。

○申請期限

対象障害者の雇入れ日から6か月経過した日の翌日から起算して2か月以内に必要な書類を添えて支給申請書を提出することが必要です。

○支給要件・申請方法など

愛知県就業促進課のホームページに掲載の「申請の手引き」をご覧ください。



【問合せ先】愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ
電話 052-954-6367

4 障害者を雇い入れた場合の税制上の優遇措置

障害者を雇用する事業所は、所得税法及び法人税法並びに地方税法により税制上の優遇措置があります。

① 国税に関する概要

項 目	要 件	内 容	問合せ先
助成金の非課税措置 (所得税及び法人税)	国や地方公共団体の補助金、給付金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金※の支給を受け、それを固定資産の取得または改良に使った場合 ※障害者雇用納付金制度に基づく助成金 ・障害者作業施設設置等助成金 ・障害者福祉施設設置等助成金 ・重度障害者等通勤対策助成金 ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	（所得税） 固定資産の取得等に充てられた返還を要しない助成金の額は、確定申告書に所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）の適用を受ける旨、同条の規定により総収入金額に算入されない金額及び、その他必要事項の記載がある場合に限り、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。 （法人税） 交付を受けた助成金で取得等した固定資産の帳簿価額を圧縮記帳により減額等したときは、確定申告書に圧縮記帳による圧縮額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、減額等した金額は損金算入できる。	税務署

② 事業所税に関する概要

項 目	要 件	内 容	問合せ先
事業所税の軽減措置	障害者を雇用	従業者割の事業所税については、従業者給与総額の算定及び免税点の判定において障害者は従業者から除く	名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 豊田市
	1.雇用障害者数が10人以上 ※1 2.障害者雇用割合が50%以上 ※2 3.重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の受給(資産割の事業所税)	資産割の事業所税については、課税標準となるべき当該事業所の床面積から1/2に相当する面積を控除	

※1 重度以外の障害者で短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

※2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

5 在宅就業障害者支援制度

障害者の多様な就労形態に対応する支援策のひとつとして、「在宅就業障害者支援制度」があります。在宅就業する障害者へ（直接あるいは厚生労働大臣が登録した在宅就業支援団体（※）を通して）仕事を発注した企業に対し、障害者雇用納付金制度（P10）において、特例調整金・特例報奨金を支給する制度です。

特例調整金・特例報奨金の支給については、在宅就業契約報告書・支給申請書の提出が必要です。詳細は下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 JEED（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構）愛知支部 高齢・障害者業務課
電話 052-218-3385

◇ 在宅就業支援団体の厚生労働大臣による登録について

福祉施設を運営する法人が在宅就業支援団体として登録を受け、福祉施設を利用する障害者に対し、仕事の提供・対価の支払等を行う場合も対象となります。

登録団体については下記にお問い合わせください。

【問合せ先】 愛知労働局職業対策課 電話 052-219-5507

障害者のためのテレワークの導入について

◆テレワークを活用した障害者雇用のフロー図



通勤が困難な障害者や、障害特性によって在宅勤務であれば能力を発揮できる障害者を雇用対象とすることで、人材を探す範囲を広げられます。また、テレワーク勤務者が働きやすい環境と、継続勤務できうる仕組みを構築することが重要です。

◆参考資料

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページで、在宅就業の事例、在宅勤務障害者雇用管理マニュアル、障害者の在宅就業支援や IT 研修を実施する団体を紹介しています。



6 優先発注制度

愛知県では、平成16年より障害者の雇用に努める企業から、県が発注する物品等及び役務の優先的な調達に努めています。

なお、この制度の適用を受けるには、事前に登録が必要です。登録は愛知県労働局就業促進課で随時受け付けています。

☆ 対象となる企業 ☆

県内に本店を有する中小企業又は県内の事業協同組合等で、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）の雇用率が5.0%以上の企業であること

※ 対象物品等及び役務の業務分類は、愛知県労働局就業促進課のホームページに掲載しています。

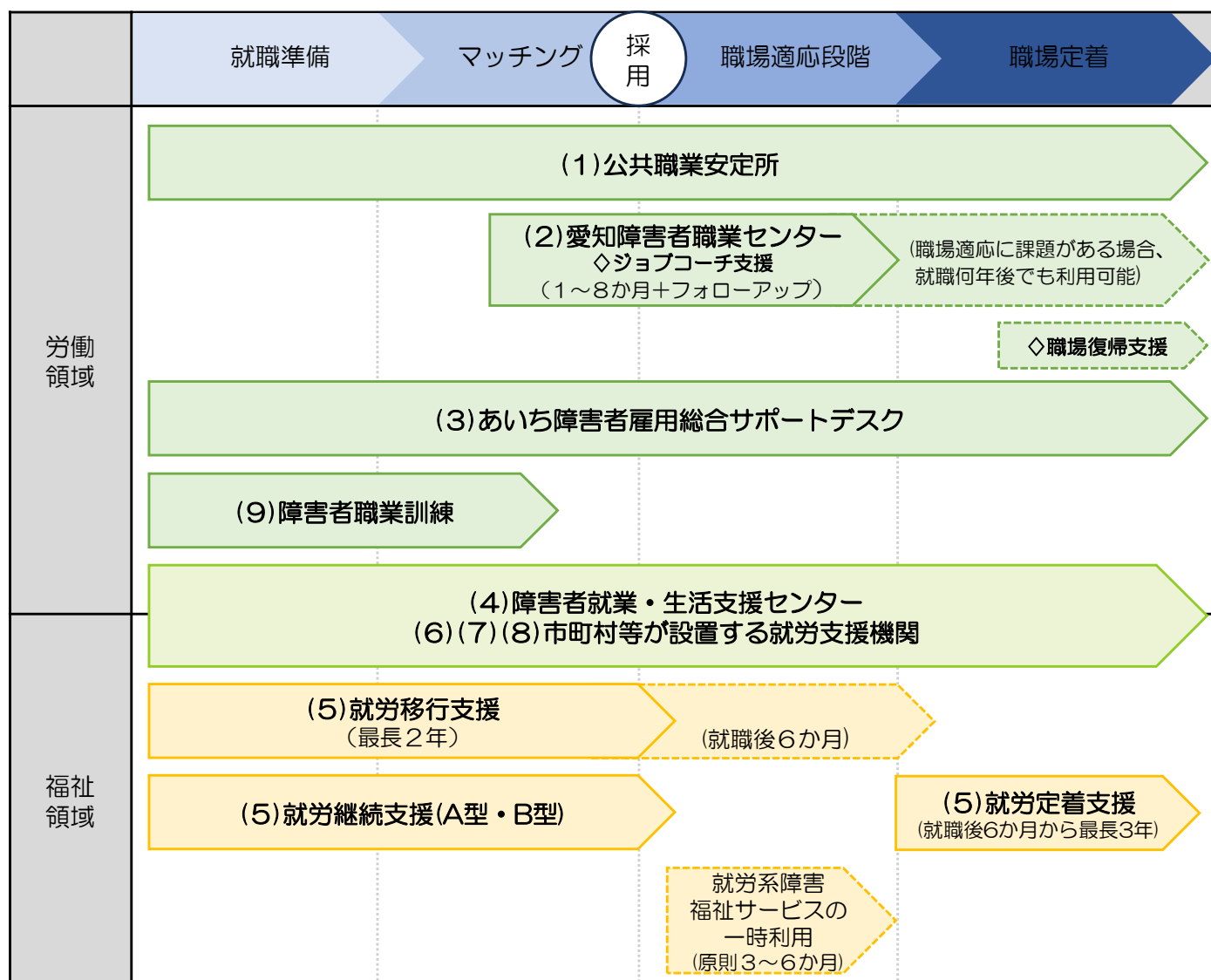


【問合せ先】 愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ
電話 052-954-6367

V 障害者雇用に対する支援機関

1 雇用及び定着のための関係就労支援機関フロー図

障害者の雇用及び職場定着の支援を行う、様々な支援機関があります。



2 雇用及び定着のための関係就労支援機関

(1) 公共職業安定所《ハローワーク》

厚生労働省が運営する総合的雇用サービス機関です。

就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導を行っています。

事業主支援として、職域開拓、雇用管理、職場環境整備等についての支援を実施しています。

※ハローワークの管轄区域・連絡先はP.40に記載。

(2) 愛知障害者職業センター《独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部》

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者の職業リハビリテーション機関です。

専門の障害者職業カウンセラーが配置され、ハローワークなど関係機関との密接な連携を図り、障害者・事業主・関係機関に対して様々な支援サービスを提供しています。

＜主な取扱業務＞

障害者の職業相談・評価・判定、事業所における雇用管理、ジョブコーチの派遣、職場復帰に向けた相談など

◇ジョブコーチ支援（職場適応援助者による支援）

障害のある方が職場に円滑になじみ、安心して働き続けることを目的に、ジョブコーチ（職場適応援助者）が事業所を訪問し支援を行っています。

採用前後のさまざまな場面で、障害のある方と事業主の双方に対し、個々の状況に応じた助言やサポートを行い、職場への定着やよりよい職場環境づくりを支えています。

○ジョブコーチ支援の内容（例）

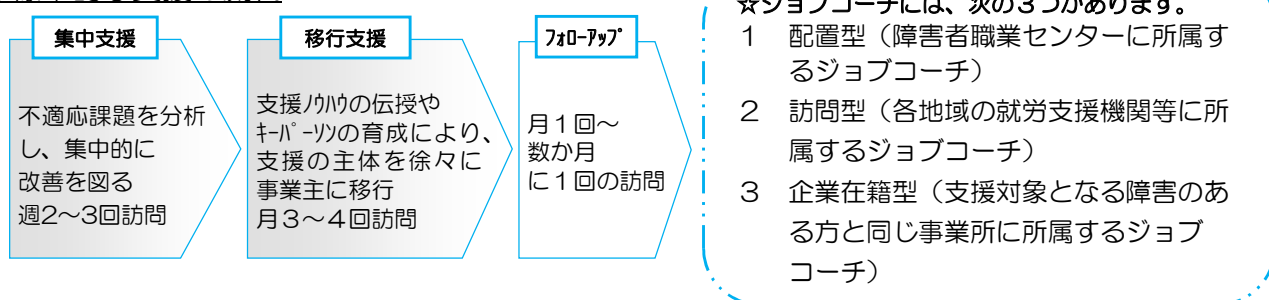
事業主への支援 （管理監督者、人事担当者、上司、同僚）

- ・ 障害特性の理解促進（社員研修等）
- ・ 指導、サポート方法に関する助言
- ・ 配慮の設定、サポート体制への助言
- ・ 職務内容の設定に関する助言

障害のある方への支援 （本人、家族）※ご家族への支援は必要時のみ

- ・ 作業遂行力の向上支援
- ・ 職場でのコミュニケーション支援
- ・ 職場のルール、マナーに関する支援
- ・ メンタルケアに関する支援

○標準的な支援の流れ



◇職場復帰支援（リワーク支援）

うつ病等で休職している方の円滑な職場復帰のために、主治医との連携の下で、職場復帰に向けた課題の整理（職場復帰のコーディネート）と、リワーク支援のサービスを実施しています。

◎ 職場復帰のコーディネートとは

ご本人・事業主・主治医の三者が復職を進めていく予定であることを確認後、三者からの情報収集・相談を通じ、復職に向けた課題等を整理し、復職の進め方についてインフォームドコンセントに基づき提案していきます。

○ リワーク支援とは（標準期間10週間）

支援計画に基づいて、ご本人・事業主・主治医の三者の書面による同意を得て、下記の支援を行います。

本人に対して

センターへの通所、プログラムの参加を通して、職場復帰のコーディネートで確認された課題の改善に向けて取り組みます。

- ・ 体力増進、集中力、指示理解力、判断力等の確認・向上
- ・ 職場で想定されるストレスの把握、対処方法の習得
- ・ キャリア、働き方を振り返り再発防止のためのレポートを作成します。

事業主に対して

復職支援担当者に対し、復職者に対する接し方や受入れの方法、復職後の職務設定の仕方等の助言を行います。

主治医に対して

医療面からの助言をいただきながら、支援の効果的な実施に対する協力をお願いします。

【問合せ先】 JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）愛知支部

・ 愛知障害者職業センター

電話 052-218-2380

・ 愛知障害者職業センター豊橋支所

電話 0532-56-3861

(3) あいち障害者雇用総合サポートデスク

あいち障害者雇用総合サポートデスクは、愛知県と愛知労働局が一体となって、障害者雇用に取り組む企業の課題に対応する企業向け相談窓口です。

地域の障害者就労支援機関と連携しながら、企業に対して障害者の受け入れから雇い入れ後の職場定着までの切れ目ない支援を行うことにより、県内の障害者雇用と職場定着の更なる促進を図っています。



◎ 支援メニュー

- ✓ **障害者雇用全般に関する個別相談**
障害者を雇用する企業の悩みに、個別にご相談に応じます。
- ✓ **管轄を超えたマッチングの調整**
求人開拓・雇用指導・職場見学の支援・職場実習の支援に応じます。
- ✓ **各種研修・セミナー・面接会の実施**
障害者を雇用するために有効なイベントを企画・運営します。
- ✓ **職場定着に向けた支援**
あいちジョブコーチの派遣、社内サポート体制の整備支援・地域の支援機関の活用提案など、職場定着に関する支援を行います。
- ✓ **就労継続支援事業所等の就職支援の援助**
「福祉」から「就労」に向けて、就労継続支援事業所等への就労支援の援助を行い、企業との架け橋となって、働きたい求職者と企業をマッチングします。



(4) 障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

業務の内容

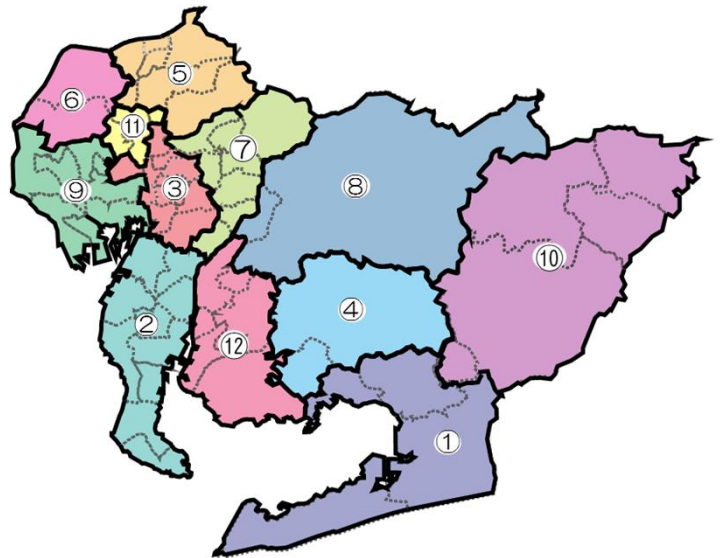
<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援
(職業準備訓練、職場実習のあっせん)
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

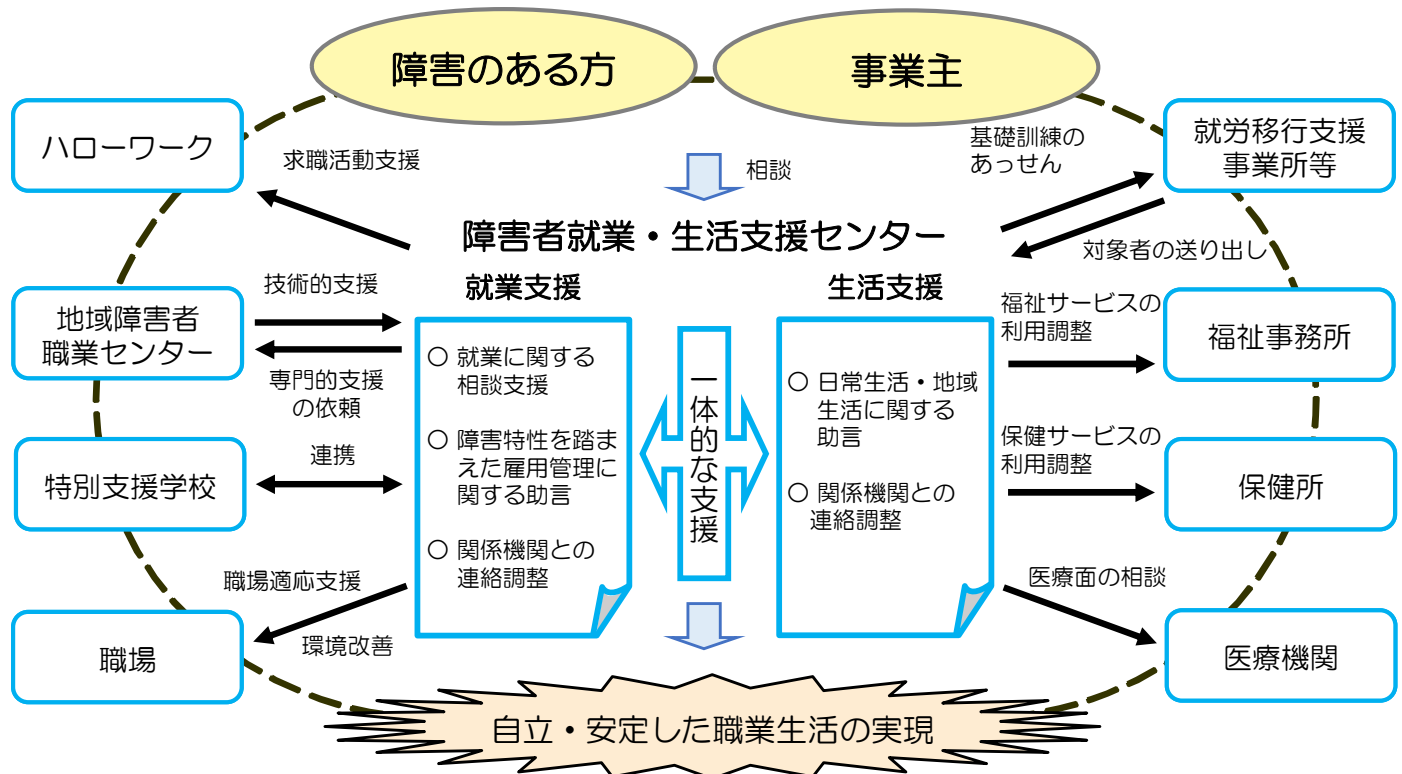
- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

「障害者就業・生活支援センター」活動地域



<障害者就業・生活支援センター（ナカポツ） 一覧>

	セ ン タ ー 名	所 在 地	電 話 番 号	活 動 地 域
1	豊橋障害者就業・生活支援センター	440-0022 豊橋市岩崎町字長尾119-2	0532-69-1323	豊橋市 豊川市（旧一宮町を除く） 蒲郡市 田原市
2	知多地域障害者就業・生活支援センター 「というわーく」	475-0918 半田市雁宿町1-22-1 瀧上工業雁宿ホール内	0569-84-7500	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
3	なごや障害者就業・生活支援センター	462-0825 名古屋市北区大曽根2-9-25	052-908-1022	名古屋市 (西区、中川区、港区、名東区、守山区を除く)
4	西三河障害者就業・生活支援センター 「輪輪」	444-3511 岡崎市舞木町字小井沢4-1	080-3064-7798	岡崎市 幸田町
5	尾張北部障害者就業・生活支援センター 「ようわ」	480-0305 春日井市坂下町4-295-1	0568-88-5115	春日井市 小牧市 犬山市 江南市 岩倉市 大口町 扶桑町
6	尾張西部障害者就業・生活支援センター 「すろーぷ」	491-0931 一宮市大和町馬引字郷裏41 ハイツノダコウ102	0586-85-8619	一宮市 稲沢市
7	尾張東部障害者就業・生活支援センター 「アクト」	488-0833 尾張旭市東印場町二反田146 (465-0065) (名古屋市名東区梅森坂3-3607 ネットワークひまわり1階)	0561-54-8677 052-709-3891	瀬戸市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 東郷町 名古屋市（名東区、守山区）
8	西三河北部障がい者就業・生活支援センター	471-0066 豊田市栄町1-7-1	0565-36-2120	豊田市 みよし市
9	海部障害者就業・生活支援センター	496-0807 津島市天王通り6-1 六三ビル1階102号室	0567-22-3633	津島市 愛西市 弥富市 あま市 大治町 蟹江町 飛島村 名古屋市（中川区、港区）
10	東三河北部障害者就業・生活支援センター「ウィル」	441-1301 新城市矢部字本並48	0536-24-1314	新城市 設楽町 東栄町 豊根村 豊川市（旧一宮町）
11	尾張中部障害者就業・生活支援センター	452-0815 名古屋市西区八筋町260 ITALIAN第三平松マンション501	052-908-2540	北名古屋市 清須市 豊山町 名古屋市（西区）
12	西三河南部西障害者就業・生活支援センター「くるくる」	448-0843 刈谷市新栄町7-73 フラワービル3階	0566-70-8020	碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 知立市 高浜市



(5) 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、最大2年間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

就労継続支援 A型

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を与えるとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 B型

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

就労選択支援

障害のある人に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。

(6) 名古屋市障害者就労支援窓口

名古屋市障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」

名古屋市障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」では、企業における障害者雇用の推進と、障害者施設における利用者の工賃・賃金向上を図るため、名古屋市内の企業及び障害者施設に対する相談支援を一体的に実施しています。

●名古屋市内の企業に対して

- ・障害者雇用に関する相談支援
- ・障害者の職場定着支援
- ・セミナー等の開催

●名古屋市内の障害者施設に対して

- ・施設の事業経営に関する相談支援
- ・製品の品質向上・販路拡大支援
- ・企業等からの請負業務の仲介

【問合せ先】

名古屋市障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」

電話 052-684-9007

(7) 市町村が設置する就労支援機関

障害者の一般就労の促進を図るため、就労支援や、日常生活上の相談・支援等を行っています。

設置市	施 設 の 名 称	所 在 地	電 話 番 号
名古屋市	障害者就労支援センター めいしんれん	453-0053 名古屋市中村区中村町7-84-1 (名身連福祉センター内)	052-433-6574
	障害者就労支援センター めいりは	467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンター内)	052-835-3837
	名古屋市障害者雇用支援センター	456-0073 名古屋市熱田区千代田町20-26	052-678-3333
豊橋市	とよはし総合相談支援センター 「ほっとびあ」	440-0055 豊橋市前畑町115 (あいトピア2階)	0532-56-4111
半田市	半田市障がい者相談支援センター	475-0918 半田市雁宿町1-22-1 (半田市福祉文化会館(瀧上工業雁宿ビル)内)	0569-21-5585
豊川市	若竹荘 地域生活推進センター	442-0007 豊川市大崎町下金居場55	0533-86-3601
碧南市	碧南市基幹相談支援センター	447-0869 碧南市山神町8-35 (碧南市社会福祉協議会内)	0566-46-3701
豊田市	豊田市障がい者就労・生活支援 センター	471-0066 豊田市栄町1-7-1	0565-36-2120
大府市	大府市障がい者相談支援センター	474-0035 大府市江端町六丁目13番地の1 (ふれ愛サポートセンター「スピカ」内)	0562-48-3011
知立市	知立市障がい者基幹相談支援 センター	472-0012 知立市ハツ田町泉43 (福祉の里ハツ田内)	0566-45-7285
尾張旭市	尾張旭市障がい者基幹相談支援 センター	488-8666 尾張旭市東大道町原田2600-1 (尾張旭市役所内)	0561-76-8140
高浜市	たかはま障がい者支援センター	444-1334 高浜市春日町5-165 (いきいき広場3階)	0566-54-3009
日進市	日進市障害者相談支援センター	470-0136 日進市竹の山4-301 (日進市障害者福祉センター内)	0561-72-0853
田原市	田原市障害者総合相談センター	441-3422 田原市赤石2丁目2番地 (田原福祉センター内)	0531-23-3812
愛西市	障害者相談支援事業所あいさい	496-0938 愛西市石田町宮前16-1 (愛西市発達支援センター内)	0567-24-2225
みよし市	みよし市くらし・はたらく相談 センター	470-0224 みよし市三好町湯ノ前4-5 (みよし市立ふれあい交流館内)	0561-33-5070
長久手市	長久手市社会福祉協議会障がい者 相談支援センター	480-1102 長久手市前熊下田171 (長久手市福祉の家1階)	0561-64-2333
阿久比町	阿久比町障がい者相談支援センター	470-2102 東浦町大字緒川字寿久茂129 (知多地域障害者生活支援センターらいふ内)	0562-38-5537
東浦町	東浦町障がい者相談支援センター	470-2103 東浦町大字石浜字岐路23番地の1 (東浦町福祉センター内)	0562-82-2567

(8) その他の支援機関

施 設 の 名 称	所 在 地	電 話 番 号
あいち発達障害者支援センター	480-0392 春日井市神屋町713-8 (医療療育総合センター内)	0568-88-0811
名古屋市発達障害者支援センター 『りんくす名古屋』	466-0858 名古屋市昭和区折戸町4-16 (児童福祉センター内)	052-757-6140
愛知県精神保健福祉センター	460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1	052-962-5377
名古屋市精神保健福祉センターこころほ	453-0024 名古屋市中村区名楽町4-7-18	052-483-2095
なごや高次脳機能障害支援センター	467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンターB1階)	052-835-3814
(公社) 愛知県医師会 難病相談室	【2026年8月まで】 455-0031 名古屋市港区千鳥1-13-22 (旧名古屋市医師会看護専門学校2階) 【2026年9月から】 460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番10号 (伏見アイマークビル4階)	052-241-4144

(9) 障害者職業訓練

職業的自立をめざす障害者の就職をより容易にするため、障害者を対象にした公共職業訓練について、障害の種類、程度、訓練期間により多様な訓練コースを設定し、職業に必要な知識・技能の習得を図る訓練を実施しています。

障害者職業能力開発校及び高等技術専門校による訓練

国立県営愛知障害者職業能力開発校において、障害の状態に配慮した職業訓練を実施しています。また、名古屋高等技術専門校と三河高等技術専門校においても、知的障害者を対象とした職業訓練を実施しています。

なお、障害の程度により県内の高等技術専門校で職業訓練を受けることもできます。

訓練科	対象	訓練期間	問合せ先
ITスキル科	障害者	1年	愛知障害者職業能力開発校 電話 0533-93-2102
OAビジネス科			
CAD設計科			
ワークサポート科	精神・発達障害者	9か月	
就業支援科		3か月	
総合実務科	知的障害者	1年	愛知障害者職業能力開発校 電話 0533-93-2102 名古屋高等技術専門校 電話 052-917-6711 三河高等技術専門校 電話 0564-51-0775

障害者特別委託訓練

障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第7号の規定に基づく教育訓練の基準に適合すると認められた施設に対し、知的障害者及び精神障害者を対象とした職業訓練を委託しています。

訓練科	対象	訓練期間	問合せ先
食品加工科	知的障害者	2年	委託先 社会福祉法人 共生福祉会 なごや職業開拓校 電話 052-582-6006
生産実務科	精神障害者	1年	

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、障害者の雇用の促進を図るため委託訓練を実施しています。

コース	内容（訓練期間：1～3か月）
知識・技能習得訓練コース	民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等が委託先となった訓練
実践能力習得訓練コース	企業等を委託先として事業所現場を活用した訓練
在職者訓練コース	現在職業についている障害のある方を対象とした訓練

※受講手続きや委託訓練実施に協力いただける企業等の申込みについては、愛知障害者職業能力開発校までお問い合わせ下さい。

(10) 愛知県内の特別支援学校等一覧

	設立 区分	学 校 名	校 種	所 在 地	電 話 番 号
1	県	名古屋盲学校	盲学校	464-0083 名古屋市千種区北千種1-8-22	052-711-0009
2	県	岡崎盲学校	盲学校	444-0875 岡崎市竜美西1-11-5	0564-51-1270
3	県	名古屋聾学校	聾学校	464-0021 名古屋市千種区鹿子殿21-1	052-762-6846
4	県	豊橋聾学校	聾学校	441-8141 豊橋市草間町平束100	0532-45-2049
5	県	岡崎聾学校	聾学校	444-2111 岡崎市西阿知和町御用田1-23	0564-45-2830
6	県	一宮聾学校	聾学校	491-0934 一宮市大和町荻安賀字上西之杵30	0586-45-6000
7	市	西特別支援学校	知的障害	454-0828 名古屋市市中川区小本1-19-38	052-354-3881
8	市	南特別支援学校	知的障害	456-0032 名古屋市熱田区三本松町23-26	052-871-7390
9	市	天白特別支援学校	知的障害	468-0001 名古屋市天白区植田山2-101	052-781-5610
10	市	守山特別支援学校（普通科）	知的障害	463-0011 名古屋市守山区小幡1-14-6	052-794-5466
11	市	守山特別支援学校（産業科）	知的障害	463-0011 名古屋市守山区小幡1-14-6	052-758-5885
12	市	若宮高等特別支援学校	知的障害	468-0046 名古屋市天白区古川町76	052-899-0538
13	市	くすのき特別支援学校	知的障害	441-8124 豊橋市野依町字上ノ山3-2	0532-29-7660
14	国	愛知教育大学附属特別支援学校	知的障害	444-0072 岡崎市六供町八貫15	0564-21-7300
15	県	みあい特別支援学校	知的障害	444-0802 岡崎市美合町並松1-51	0564-57-0013
16	県	一宮東特別支援学校	知的障害	491-0083 一宮市丹羽字中山1151-1	0586-51-5311
17	県	瀬戸つばき特別支援学校	知的障害	489-0965 瀬戸市南山口町474	0561-56-0950
18	県	半田特別支援学校	知的障害	475-0945 半田市池田町2-30	0569-27-7061
19	県	春日台特別支援学校	知的障害	480-0392 春日井市神屋町713-8	0568-41-8751
20	県	豊川特別支援学校	知的障害	442-0863 豊川市平尾町門田77	0533-88-2553
21	県	豊川特別支援学校 本宮校舎	知的障害	441-1205 豊川市大木町鑑水445	0533-93-0515
22	県	安城特別支援学校	知的障害	444-1154 安城市桜井町伝左20	0566-99-3345
23	県	いなざわ特別支援学校	知的障害	492-8364 稲沢市一色森山町225-1	0587-35-2005
24	県	大府もちのき特別支援学校	知的障害	474-0038 大府市森岡町7-427	0562-46-3011
25	県	大府もちのき特別支援学校 桃花校舎	知的障害	474-0025 大府市中央町5-15	0562-46-6909
26	県	佐織特別支援学校	知的障害	496-8019 愛西市西川端町中東山37	0567-37-2061
27	県	三好特別支援学校	知的障害	470-0213 みよし市打越町山ノ神1-2	0561-34-4832
28	県	春日井高等特別支援学校	知的障害	486-0925 春日井市中切町2-3-8	0568-85-3511
29	県	豊田高等特別支援学校	知的障害	473-0906 豊田市竹町栄21-1	0565-54-0011
30	県	豊橋特別支援学校 山嶺教室	知的障害	441-2302 北設楽郡設楽町清崎字林の後5-2	0536-62-0722
31	県	豊橋特別支援学校 潮風教室	知的障害	441-3613 田原市古田町岡ノ越6	0531-32-0134
32	県	にしお特別支援学校	知的障害 肢体不自由	445-0046 西尾市須脇町高河原86	0563-65-5430
33	県	小牧特別支援学校	知的障害 肢体不自由	485-0003 小牧市大字久保一色1129-2	0568-73-7661
34	市	瀬戸特別支援学校 光陵校舎	肢体不自由	489-0886 瀬戸市萩山台9-244	0561-76-2263
35	市	豊田特別支援学校	肢体不自由	470-0342 豊田市大清水町原山66	0565-44-1151
36	市	刈谷特別支援学校	肢体不自由	448-0813 刈谷市小垣江町白沢36	0566-21-7301
37	県	名古屋特別支援学校	肢体不自由	452-0822 名古屋市西区中小田井5-88	052-502-8866
38	県	港特別支援学校	肢体不自由	455-0018 名古屋市港区港明1-10-2	052-651-3710
39	県	豊橋特別支援学校	肢体不自由	440-0841 豊橋市西口町字西ノ口25-10	0532-61-8118
40	県	岡崎特別支援学校	肢体不自由	444-0802 岡崎市美合町並松1-90	0564-72-5600
41	県	一宮特別支援学校	肢体不自由	491-0136 一宮市杉山字氏神廻1	0586-78-4635
42	県	ひいらぎ特別支援学校	肢体不自由	475-0903 半田市出口町1-8-1	0569-26-7131
43	県	大府特別支援学校	病弱	474-0038 大府市森岡町7-427	0562-48-5311

Ⅵ 障害者差別禁止・合理的配慮の提供について

障害雇用促進法では、雇用の分野における障害者に対する差別が禁止され、合理的な配慮の提供が義務となっています。

1 障害者差別の禁止（障害者雇用促進法第34～35条）

募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用に関するあらゆる局面で、

- ・障害者であることを理由に障害者を排除すること
- ・障害者に対してのみ不利な条件を設けること
- ・障害のない人を優先すること

は、障害者であることを理由とする差別に該当し、禁止されています。

●差別の具体例

募集・採用時	・単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと ・業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること
採用後	・労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で異なる扱いをすること

2 合理的配慮の提供義務（障害者雇用促進法第36条の2～36条の4）

合理的配慮とは、

- ・募集及び採用時には、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置
- ・採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のことをいいます。

●合理的配慮の具体例

募集・採用時	・視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと ・聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと
採用後	・肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと ・知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとりずつ行ったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと ・精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

3 相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために、相談窓口の設置などの相談体制の整備が義務付けられています。

また、事業主は、障害者に対する差別禁止や合理的配慮の提供に関する事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

◆ 参考資料

厚生労働省ホームページで、障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&Aや、事例集等、参考となる資料を掲載しています。

- ・改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A
- ・合理的配慮指針事例集
- ・障害者雇用事例リファレンスサービス
（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）



Ⅶ その他事業主が対応すべき主な事項

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、雇用の安定を図るため、事業主は以下の対応を行うことが定められています。

1 障害者雇用推進者の選任（障害者雇用促進法第78条）

従業員を37.5人以上雇用する事業主（すなわち、1人以上の障害者の雇用義務のある事業主）は、次に掲げる業務を行う「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

- 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や、その他の諸条件の整備を図るための業務
- 障害者雇用状況報告の業務
- 障害者である労働者を解雇した場合のハローワークへの届け出の業務
- 障害者雇入れ計画の作成命令等を受けた場合のハローワークとの連絡、計画の作成と円滑な実施に関する業務

2 障害者職業生活相談員の選任（同法第79条）

身体障害者、知的障害者、精神障害者である常時雇用する労働者を5人以上雇用する事業所では、次に掲げる業務を行う「障害者職業生活相談員」を選任しなければなりません。

- 障害者の適切な職務の選定、能力の開発向上等障害者が従事する職務の内容に関すること
- 障害者の障害に応じた施設設備の改善など作業環境の整備に関すること
- 労働条件や職場の人間関係等障害者の職場生活に関すること
- 障害者の余暇活動に関すること
- その他障害者の職場適応の向上に関すること

◇ 障害者を5人以上雇用することになったとき

3か月以内に「障害者職業生活相談員」を選任し（選任する者には一定の要件※があります）、遅滞なくその事業所の所在地を管轄するハローワークに届け出る必要があります。

※ 以下の要件のいずれかを満たす必要があります。

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了している
- ・ 大学等卒業後、1年以上障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務に従事した経験がある
- ・ 3年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務に従事した経験がある

等

3 障害者を解雇する際の届出（同法第81条）

「労働者の責めに帰すべき理由により解雇」及び「天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことにより解雇」を除いて、事業主が障害者を解雇する場合には、次の事項を速やかにその事業所の所在地を管轄するハローワークに届け出る必要があります。

- 解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
- 解雇する障害者である労働者が従事していた職種
- 解雇の年月日及び理由

Ⅷ 障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が平成24年10月1日に施行されました。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

＜使用者による障害者虐待とは＞

1	身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じたり、生じる恐れがある暴行を加えること、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
2	性的虐待	障害者に対してわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること。
3	心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別言動、その他、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4	放置等による虐待	障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか、他の労働者による1～3の虐待行為の放置など、これに準じる行為を行うこと。
5	経済的虐待	障害者の財産を不当に処分すること、その他、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

＜障害者虐待防止法に定める事業主の責務＞

1 障害者虐待の防止のための措置

（1）労働者に対する研修の実施

障害者虐待を防止するためには、障害者の人権についての理解を深め、障害の特性に配慮した接し方や仕事の教え方などを学ぶことが大切です。

障害者虐待の防止に向けて、労働者に対する研修を実施する、労務管理担当者を各種研修会へ参加させるなどの取り組みを行いましょう。加えて職場内で率直に意見交換ができるような環境を作ることも重要です。

（2）障害者や家族からの苦情処理体制の整備

雇用する障害者やその家族からの相談、苦情などに対応するための相談窓口を開設し、その周知を図ることが重要です。

2 不利益扱いの禁止

事業主は、労働者が通報や届出をしたことを理由に、その労働者に対して、解雇その他不利益な取り扱いをしてはなりません。

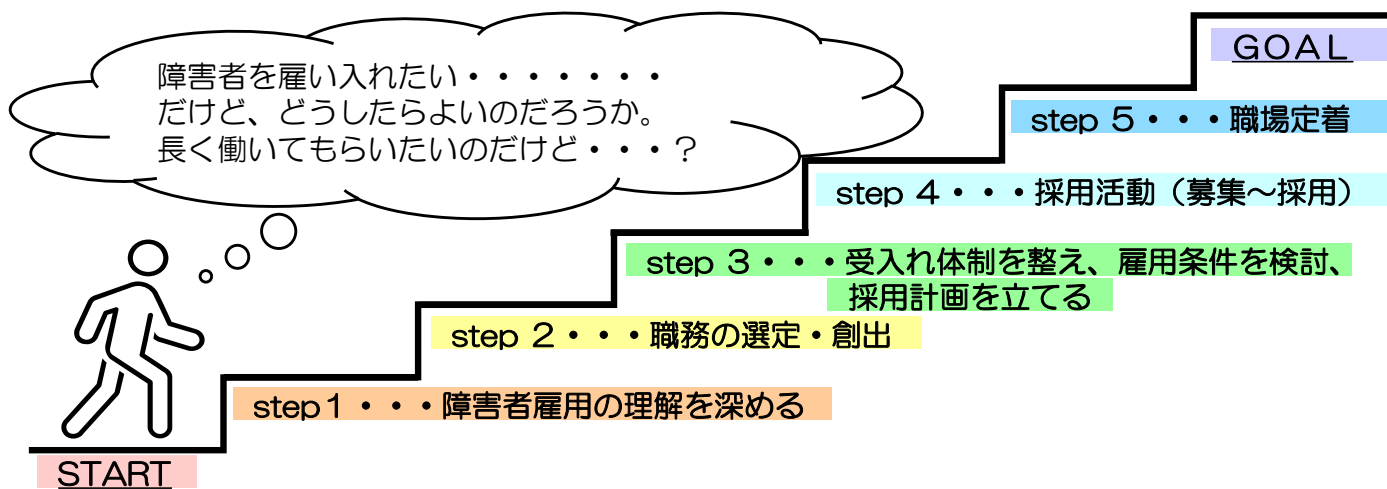
【事業所内で虐待が発生した場合】

労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に違反する障害者虐待が行われている恐れがある場合には、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークの職員が事業所へ出向くなどして、調査し、必要な指導を行います。

＜障害者虐待防止等に係る具体的なスキーム＞

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務]当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務]当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 	[スキーム] 	[スキーム]

Ⅸ 障害者雇用にかかる採用ステップ



step 1 ～ 障害者雇用の理解を深める

対処すること

- ・障害者の雇用事例を把握
- ・障害者雇用制度及び支援機関の理解
- ・経営者・社員の障害者に対する理解と機運の醸成

具体的な行動

- ・ハローワークなど支援機関※に相談。
（求職登録者の管理・紹介、障害者の特性を把握・熟知しています。）
※ 障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、就労移行支援事業所等
- ・障害者が働く職場を見学、障害者実習生の受け入れ、社員研修実施。
（障害者を知り理解することで障害者雇用への不安の解消を図ります。）
- ・各支援機関の実施する意見交換会、ワークショップ等への参加。

step 2 ～ 職務の選定・創出

対処すること

- ・配置部署の選定
- ・従事職種を選定、創出

具体的な行動

- ・社内で検討。
（社員の中に分散して組み込まれている、やり方が決まった簡単な作業を集約し、新しい職務として再構築します。障害の特性だけに応じて仕事を決めてしまうと、職域が限定され雇用の機会を逸する危険性があります。）
- ・支援機関への相談。（支援機関が職務を見直し新しい職域を開拓するお手伝いをします。）

step 3 ～ 受入れ体制を整え、雇用条件を検討、採用計画を立てる

対処すること

- ・雇用形態、労働時間、賃金などの決定
- ・職場環境の見直し
- ・教育訓練体制の整備
- ・社内意識の向上
- ・採用計画の作成

具体的な行動

- ・一般的な従業員と同じでその人の状況、労働条件、希望などに応じて決定します。しかし、その人の障害特性に応じて適切な配慮も必要です。（時差出勤、短時間労働、残業・夜間勤務の可否、検査・通院のための休暇取得など）
- ・バリアフリー化や職場環境の整備（職場の整理整頓、配置等の工夫から始めてみましょう。）
- ・指導者の選任。（受入部署だけに負担がかからないよう全社的に関心・理解を持つことが大切です。）
- ・全社員への研修。（障害者雇用への関心を高め共通理解を図ります。受入部署の孤立化を防ぎ、将来的な雇用拡大に繋がります。）
- ・必要に応じ就労支援機器の貸出制度の活用ができます。（視覚障害の支援機器など。）
- ・募集人数、採用時間、採用部署などの決定。

step 4 ～ 採用活動（募集～採用）

対処すること

- ・求人、採用者の決定

具体的な行動

- ・ハローワークへの求人申し込み。
- ・障害者就業面接会への参加。（多くの求職者が参加します。人材確保には効率的です。）
- ・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の活用。（人材確保や障害特性の把握には、ハローワークを中心とした支援機関を活用することが効果的です。）
- ・採用に際しては、スキルや能力、意欲、協調性、障害の自己理解などを参考にします。
- ・雇用の分野での障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務の理解と実践。

step 5 ～ 職場定着

対処すること

- ・職場定着のための支援・雇用管理
- ・必要な職場改善

具体的な行動

- ・ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などの活用。（チーム支援で職場内・外の課題を改善し職場定着をサポートします。）
- ・ジョブコーチ支援の活用。（事業所に向き、障害者及び事業主に対して、採用の前後を通じて、個々の状況を踏まえた直接的な支援や助言を行うことにより、職場での課題を改善し職場定着支援を行っています。）
- ・雇用の分野での障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務の理解と実践。

X 障害者雇用優良企業等表彰

障害者雇用に深い理解を示し、率先して障害者雇用に努めている企業等を障害者雇用優良企業として表彰し、その努力を讃えるとともに、その取組を広く周知することにより、障害者の雇用促進と職場定着を推進する取組を昭和43年から実施しています。

【表彰企業要件】

障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業（特例子会社、就労継続支援事業所A型を除く。）で、障害者の雇用が安定しており、その成果が特に顕著なもの。

◇ 令和7年度障害者雇用優良企業の紹介

富士ブロート株式会社

所在地：名古屋市北区
事業内容：ハンバーガー類の製造・販売
従業員数：254名 うち障害者10名
(身体3名、知的4名、精神3名)



障害者の担当業務

店舗接客・製造・清掃

業務切り出しの工夫

障害の度合いにも寄りますが、こちらから「やれるか」を確認して、実際にやっていただくと、本人が「やれる」と言われること以上に出来ることがあります。

新しいことを覚える意欲はあるので、挑戦し出来たことを自信にしてもらうことが大切だと思います。

職場定着の取組・工夫

業務に絡めた様々なコンテストを開催しており、障害の有無に関わらず、誰でも参加できるようにしており、店舗内のコミュニケーションを図っています。また、声掛けで心がけていることは、多く話しかけることです。あなたをちゃんと見てるよ、皆と一緒にだよ、というメッセージをよりわかりやすく伝えています。

株式会社真城ホールディングス

所在地：名古屋市東区
事業内容：温浴施設、飲食施設、遊技場施設、宿泊施設、不動産事業 など
従業員数：455名 うち障害者13名
(身体2名、知的3名、精神8名)



障害者の担当業務

主にリネン業務
使用したタオルや館内着の回収、洗濯後の仕分け・たたみ作業 など

業務切り出しの工夫

リネン業務全体を細かく分解し、「判断を伴わない作業」「毎日同じ手順で行える作業」を中心に切り出しました。また、作業内容を固定しすぎず、習熟度に応じて少しずつ担当範囲を広げていくよう工夫しました。作業手順は口頭だけでなく、実物を使って一緒にやることで理解が進み、結果として安定した業務遂行に繋がっています。

職場定着の取組・工夫

業務内容を本人の得意・不得意に合わせて調整し、無理なく続けられる範囲で任せることを大切にしています。また、勤続年数が伸びるにつれて「できるようになったこと」をきちんと評価し、言葉で伝えるよう心がけています。小さな成功体験を積み重ねることが、長期定着につながっていると感じています。

XI 障害者雇用のイベント

愛知県では、障害のある人が障害のない人と同様にその能力を発揮し、特性に応じた職業に就くことができる共生社会の実現を目指して、雇用環境の整備を図っています。

学卒障害者就職面接会

障害のある学生等を対象とした就職面接会を愛知労働局、ハローワーク・新卒応援ハローワークと連携して開催しています。

就職を希望する学生等と企業が個別に面接する機会を提供し、雇用促進を図ります。

☆令和7年度の実施について

日時：令和7年8月28日（木）13時から16時10分まで

場所：愛知県体育館 第1競技場



一般障害者就職面接会

障害のある方の就職支援等のため、就職を希望する障害者の方と求人企業が一堂に会し、多くの個別面接の機会を提供できる「就職面接会」を、愛知労働局、ハローワークと共催で開催し、雇用機会の拡大を図っています。

☆令和7年度の実施について

【一宮会場】

日時：令和7年11月12日（水）12時45分から16時まで

場所：尾張一宮駅前ビル シビックホール

【名古屋会場】

日時：令和7年11月20日（木）12時45分から16時まで

場所：愛知県体育館 第1競技場

【刈谷会場】

日時：令和7年11月27日（木）12時45分から16時まで

場所：刈谷市産業振興センター あいおいホール



障害者雇用促進トップセミナー

障害者雇用の理解を深め、雇用促進・職場定着を図るため、事業主等を対象としたセミナーを開催します。

セミナーでは、障害者雇用の現状や法律・制度等の説明や、実際に障害者雇用をしている企業の事例を紹介します。

☆令和7年度の実施について

日時：令和8年2月5日（木）13時30分から16時まで

場所：名古屋市青少年文化センター アートピアホール

内容：障害者雇用優良企業等表彰式

講演「障害者雇用の現状と今後の展望」

基調講演「企業が活用できる支援制度～ジョブコーチ支援の活用～」

パネルディスカッション「働きづらさに寄り添う職場づくり」



障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取組などの優良な中小企業を認定する制度です。



愛知県内のもにす認定事業主一覧（令和8年3月末現在）

No.	事業主名	No.	事業主名	No.	事業主名
1	株式会社三交イン	17	株式会社アーレスティ インクルーシブサービス	33	社会福祉法人九十九会
2	社会福祉法人フラワー園	18	株式会社町井製作所	34	株式会社山口土木
3	株式会社ニチアロイ	19	デンソー太陽株式会社	35	松美工業株式会社
4	アルプススチール株式会社	20	株式会社カワサキ	36	株式会社日下歯車製作所
5	中電ウイング株式会社	21	有限会社進工舎	37	竹田iPホールディングス株式会社
6	株式会社イナテックサービス	22	株式会社高瀬金型	38	日本介護サービス株式会社
7	株式会社中西	23	ガゼル株式会社	39	株式会社ケー・シップ
8	株式会社エイゼン	24	東名化成株式会社	40	アイシンウェルスマイル株式会社
9	株式会社ジェイアール東海ウェル	25	株式会社ツルタ製作所	41	太陽電化工業株式会社
10	平下塗装株式会社	26	愛知金属工業株式会社	42	株式会社コメヒョウルクス
11	TIY株式会社	27	株式会社敬愛ライン	43	オーエスジーアクティブ株式会社
12	にっとくスマイル株式会社	28	平和電子株式会社	44	株式会社デンソーブラッサム
13	日東電工ひまわり株式会社	29	株式会社浅井製作所	45	株式会社喜多村
14	フジ建設株式会社	30	株式会社BeBlock	46	株式会社鳥越樹脂工業
15	特定非営利活動法人つくし	31	名工銘飯株式会社	47	株式会社TBエンジニアリング
16	有限会社今池工業	32	社会福祉法人檸檬	48	特定非営利活動法人ルーツ・プロ ジェクト

Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索



(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

ハローワークの所在地及び管轄区域等一覧表

令和8年7月現在

安定所名 出張所名	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
名古屋中	460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 (ヤマイチビル)	★ 052-855-3740	西区 中村区 中区 中川区 北区 北名古屋市 清須市 西春日井郡
名古屋南	456-8503 名古屋市熱田区旗屋2-22-21	★ 052-681-1211	瑞穂区 熱田区 港区 南区 緑区 豊明市
名古屋東	465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2	★ 052-774-1115	千種区 昭和区 名東区 天白区 東区 守山区 日進市 長久手市 愛知郡
豊橋	440-8507 豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎1階)	★ 0532-52-7191	豊橋市 田原市
岡崎	444-0818 岡崎市羽根二丁目2番地1 (岡崎合同庁舎1階)	★ 0564-52-8609	岡崎市 額田郡
一宮	491-8509 一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎内)	★ 0586-45-2048	一宮市 稲沢市 (平和町を除く。)
半田	475-8502 半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎1階)	★ 0569-21-0023	半田市 常滑市 東海市 知多市 知多郡
瀬戸	489-0871 瀬戸市東長根町86	0561-82-5123	瀬戸市 尾張旭市
豊田	471-8609 豊田市常盤町3-25-7	★ 0565-31-1400	豊田市 みよし市
津島	496-0042 津島市寺前町2-3	★ 0567-26-3158	津島市 愛西市 稲沢市 (平和町) 弥富市 あま市 海部郡
刈谷	448-8609 刈谷市若松町1-46-3	★ 0566-21-5001	刈谷市 安城市 知立市 高浜市 大府市
碧南出張所	447-0865 碧南市浅間町1-41-4	0566-41-0327	碧南市
西尾	445-0071 西尾市熊味町小松島41-1	0563-56-3622	西尾市
犬山	484-8609 犬山市松本町2-10	★ 0568-61-2185	犬山市 江南市 岩倉市 丹羽郡
豊川	442-0888 豊川市千歳通1-34	★ 0533-86-3178	豊川市
蒲郡出張所	443-0034 蒲郡市港町16-9	0533-67-8609	蒲郡市
新城	441-1384 新城市西入船24-1	0536-22-1160	新城市 北設楽郡
春日井	486-0841 春日井市南下原町2-14-6	★ 0568-81-5135	春日井市 小牧市

◎ハローワーク・コールセンターについて

「★」の表示のある電話番号は、自動音声応答による取り次ぎサービスを行っています。
 音声案内にしたがって、「部門コード」と「#」を押すことによって、担当係へお取り次ぎを行います。
 なお、お問合せ先の「部門コード」がご不明な場合は、「9」と「#」を押すことによって「部門コード」の案内が流れます。
 また、初めてお問合せをする方やお問合せ先がご不明な方は「1」と「#」を押していただくことにより、総合案内へお取り次ぎします。
 (ダイヤル式の電話機をご使用の場合は、アナウンス終了後に総合案内へおつながりますのでそのままお待ちください。)

“ 一人の理解が雇用を生みだし
一人の努力が一人を育てる ”

計画的に障害者を雇用しましょう

- 職場全体で障害者への理解と認識を深めましょう。
- 障害者の積極的採用と、適性と能力に配慮した配置をしましょう。
- 障害者個々の能力に応じたキャリア形成にも配慮した処遇を。

ハローワークでは募集・採用・定着まで一貫してサポートをしています。
お気軽にご相談ください。

編集・発行

愛知労働局 職業対策課 TEL052-219-5507

愛知県労働局就業促進課 TEL052-954-6367